

第6次

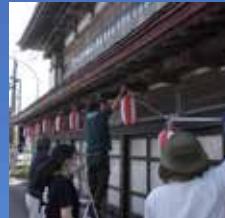
# 今別町 総合計画

令和7年3月

青森県今別町

i m a b e t u t o w n

i m a b e t s u t o w n



# はじめに

今別町は、昭和30年に今別村と一本木村が合併して誕生し、今年の3月31日をもって町制施行70周年を迎えました。

10年を振り返ると平成28年3月には北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業し、町として観光誘客や特産品開発、交通利便性の確保等、町の振興に取り組んでまいりましたが、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行やロシア・ウクライナ紛争等の社会情勢による物価高等のマイナス要因により、当町は依然として人口減少、少子高齢化に歯止めがかからず、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、町の10年後の人口は1,400人を切り、高齢化比率も63%まで上昇することが予想され、人口減少・少子高齢化が一層進行することになります。

このような現状の中で、将来的な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、町の持続可能性を高め、当町の歴史、文化自然環境、産業等を将来へ引き継ぐため、町の最重要課題を「人口減少対策」と位置づけ、将来像の「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと」を目指し、「第6次今別町総合計画」を策定いたしました。

まちづくりは一朝一夕で成果が出ず、また町民の方々の主体的・積極的な活動なくして成し得ないものです。当町の歴史・文化等を将来に引き継ぐために何をしなければならないかを見極め、町民の皆さんと手を携えながら、将来に向けたまちづくりを推進してまいります。

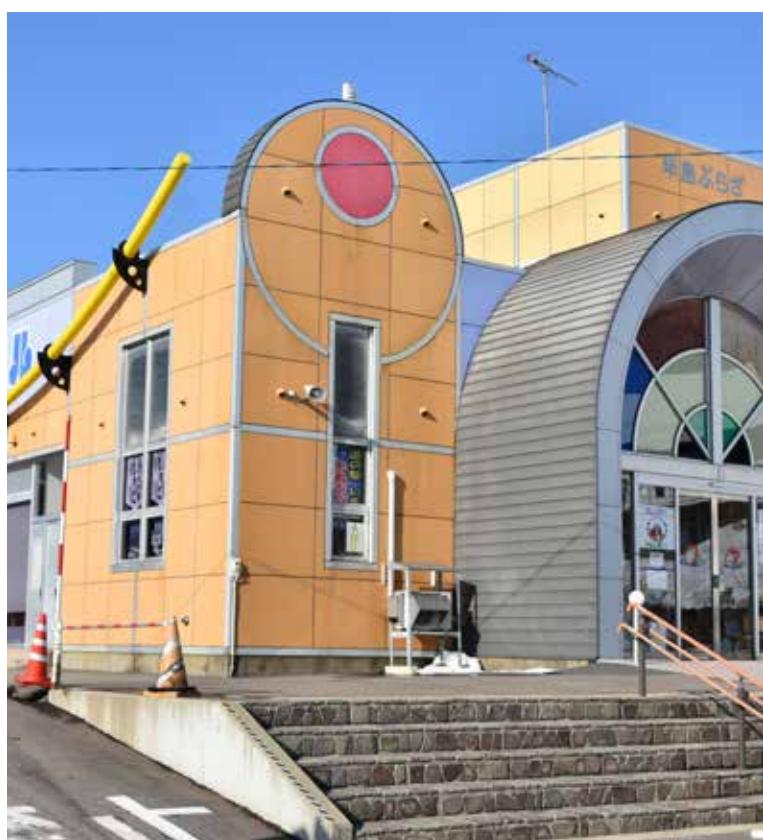
最後に、総合計画策定にあたり、今別町総合計画審議会委員をはじめとして、今回の策定にご協力いただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

今別町長  
阿部 義治



i m a b e t s u t o w n



i m a b e t s u t o w n

# 目 次

## 総 論

1 策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の構成と期間	7

## 第1編 本町を取り巻く情勢

第1章 本町の概況	8
第2章 社会・経済動向	13
第3章 第5次今別町総合計画（後期計画）の評価	16
第4章 まちづくりの課題	17

## 第2編 基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来像	22
第2章 人口・経済・財政の見通しと目標	24
第3章 施策の大綱	26

## 第3編 基本計画

第1章 地域資源を活かした産業づくり	30
第2章 未来を担う多様な世代の人づくり	42
第3章 安心安全な暮らしを支える生活環境づくり	49
第4章 だれもが活き活き暮らせる健康と長寿のまちづくり	65
第5章 効率的で健全な行財政づくり	76

## 第4編 地方創生への取り組み

第1章 はじめに	82
第2章 上位・関連計画等	83
第3章 第2期戦略の検証	85
第4章 本戦略の方向性	90
第5章 基本目標	93
第6章 具体的な施策	95

## 資料編

1 計画策定の推進体制	114
2 計画策定の経緯	115
3 諮問書	116
4 答申書	117
5 第6次今別町総合計画 審議会委員名簿	118
6 第6次今別町総合計画 策定委員会委員名簿	118
7 第6次今別町総合計画 プラン検討委員会委員名簿	119



i m a b e t s u t o w n

# 総 論

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の構成と期間



# 総論

## 1 策定の趣旨

今別町（以下「本町」という。）では、平成28年3月に「第5次今別町総合計画」を策定し、平成28年度から令和7年度（2025年）までの10年間を計画期間として、将来像である「みんな活き活き健康長寿奥津軽いまべつタウン」の実現を目指したまちづくりを推進してきました。

そして、令和3年度に前期基本計画の計画期間満了に伴う後期基本計画の策定にあたって、当初予定した計画期間を1年前倒しし、後期基本計画の計画期間を令和3年度から令和6年度までの4年間とすることとし、引き続き各種施策を推進してきました。

その間に、本町では北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業9周年を迎え観光客数は着実な伸びを見せるとともに、平成30年に試験養殖が始まった津軽半島今別サーモン（青森サーモン、以下「青森サーモン」という）が学校給食に並び、今別町中央公民館の子育て支援の活動が文部科学大臣表彰を受けるといった成果がみられた一方で、人口減少や少子高齢化が引き続き進行する中、新型コロナウイルス感染症拡大による町民の健康被害や様々な行動制限、度重なる豪雪災害、青森北高校今別校舎閉校といった出来事が地域社会に大きな影響を与えました。

一方で、SDGsや脱炭素社会への取組、IoTやAI等のデジタル技術の急速な社会実装による「第4次産業革命」と称される技術革新の世界規模での進展、これらと相まって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活様式の変化等、社会経済情勢はめまぐるしく変化が進み、これらへの対応が今後のまちづくりにおいても急務となっています。

こうした諸課題に対応した各種施策を体系的に展開していくために、今後10年間のまちづくりの指針となる「第6次今別町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本町の目指すべき将来像と理念を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

このため、各分野の施策は、本計画で示す方針などに照らし、個別に具体的な計画を立てながら実施することになります。

### 3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」及び「第3期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で構成し、計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間となります。

#### （1）基本構想

今後10年間の本町のまちづくりの指針となるものであり、まちのあるべき姿や目指す将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱をとりまとめたものです。

#### （2）基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、計画期間を前期・後期の各5年間に分けて定め、各分野において取り組んでいく施策の方向性と内容をまとめたものです。

#### （3）実施計画

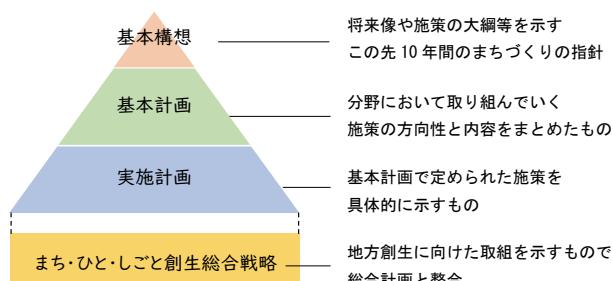
基本計画で定められた施策を具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となります。

計画期間は前期・後期計画それぞれ5年間とします。

#### （4）第3期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少や少子高齢化、産業空洞化等の地域課題を克服し、地域の活性化を図るため、基本目標やその実現に向けた具体的な取り組みを示すもので、総合計画との関連性が強いため、一体として策定します。

計画期間は5年間とします。



年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年
基本構想										
基本計画										
実施計画										
まち・ひと・しごと創生総合戦略										

前期基本計画	後期基本計画
前期実施計画	後期実施計画
第3期総合戦略	第4期総合戦略



i m a b e t s u t o w n

# 第1編 本町を取り巻く 情勢

第1章 本町の概況

第2章 社会・経済動向

第3章 第5次今別町総合計画  
(後期計画) の評価

第4章 まちづくりの課題



# 本町を取り巻く情勢

## 第1章 本町の概況

### 1 概要

本町の発祥は極めて古く、今から1,200余年前平城天皇の大同2年（807年）この地を「今淵臥内の郷」と称したのがそもそもの始めとされています。

四代藩主「津軽信政」の時代では四浦、五浦の制を設けることになり、青森、鰺ヶ沢、深浦、十三の四町を四浦として、各々町奉行二人と補助機関が置かれました。碇ヶ関、大間越、野内は三浦となり、町奉行が置かれ閑門の事務に当たりました。当時、今の蟹田、今別は二浦と言われ、町奉行は付近山林の木材の移出管掌に当たり、この行政組織は明治の世まで続きました。

明治4年廃藩置県が実施されると、旧今別村は蟹田5小区の、旧一本木村は下後潟組第一大区5小区の管轄となっています。明治21年町村制が発布され、旧今別村は三厩村と分離して今別村に、旧一本木は明治23年平館村から分離して一本木村にそれぞれ改称されました。そして、昭和30年3月に今別村と一本木村が合併して今別町となり、現在に至っています。

本町は津軽半島の先端部に位置し、北は津軽海峡に面し、南西は五所川原市市浦、東は外ヶ浜町平館、西は外ヶ浜町三厩、南は外ヶ浜町蟹田に隣接した臨海山村です。

町の面積は125.27km<sup>2</sup>で、町の中心部である今別川流域低地の西方を、津軽半島脊梁山脈の北部山塊が、東北部を袴腰岳（707m）を中心とする袴腰地塊がとりかこみ、これら山地の標高500m線あたりから、北部海岸線に向かって緩傾斜、半摺鉢型状の様相を呈しています。このような地形は本町の気候にも大きく影響し、夏期には偏東風（やませ）が強く、低温により農作物に悪影響を与え、冷害に見舞われやすい地域になっています。

また、12月から3月までの冬期間は降雪も多く、昭和54年には特別豪雪地帯に指定されていますが、本町は四方が山や川、海に囲まれ、四季を通して緑が美しく、自然環境に恵まれた地形にあります。

近隣の都市については、本町の南東部に青森市があり、南西部には五所川原市、弘前市があり、広域行政で関係が深い青森市とは約50km、五所川原市は約55km、弘前市は約90kmの距離に位置しています。

### 2 人口

本町の人口は、昭和30年の8,144人をピークに減少を続け、令和2年には2,334人、世帯数は1,127世帯となっています。

高齢化率は令和2年には55.3%と過半数を占める一方、15歳未満の年少人口比率は4.5%にまで落ち込んでいます。

直近7年間の人口動態は、いずれの年も自然減少・社会減少となっています。

人口動態は、過去10年間に自然動態・社会動態いずれも減少が続いており、自然動態が社会動態を上回る減少数で推移し、その結果、近年は毎年80～90人前後の減少を続けています。

## 本町を取り巻く情勢

総論

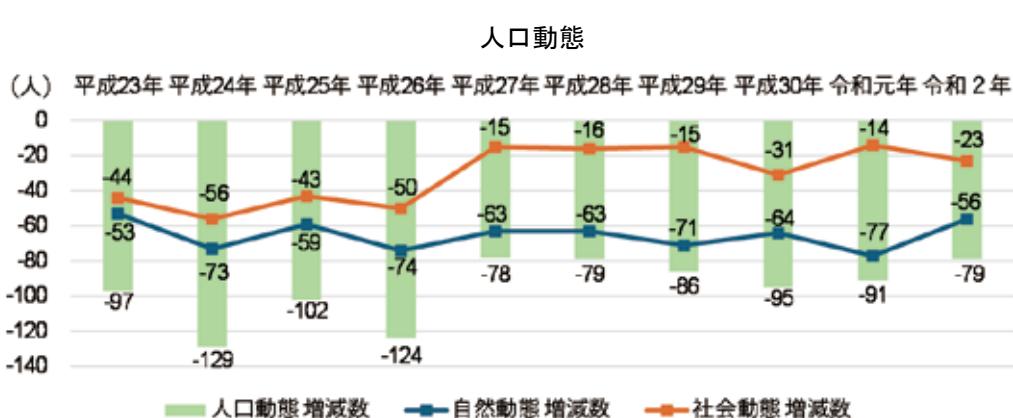
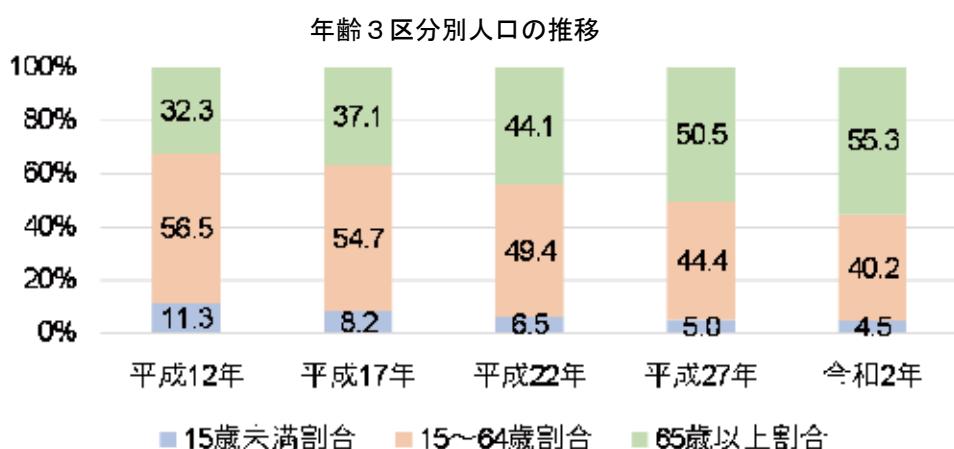
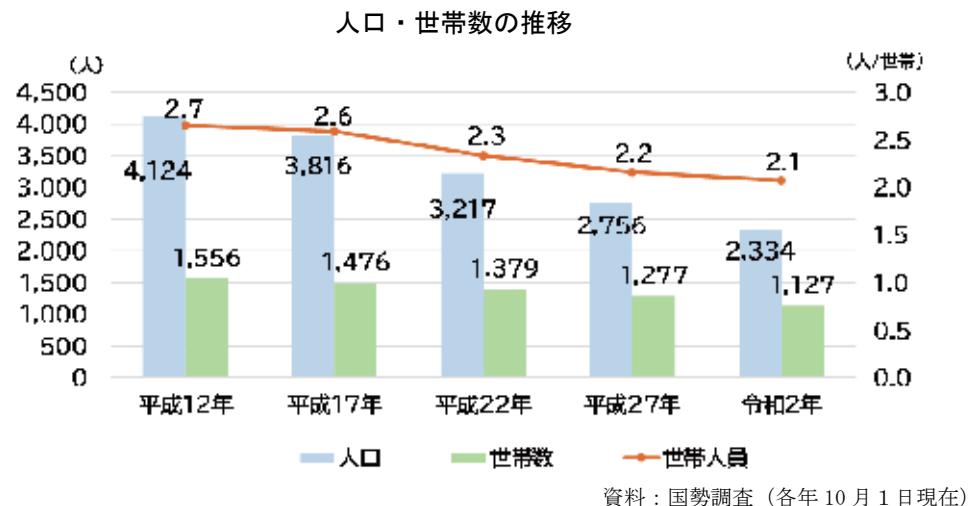
本町を取り巻く情勢

基本構想

基本計画

地方創生への取り組み

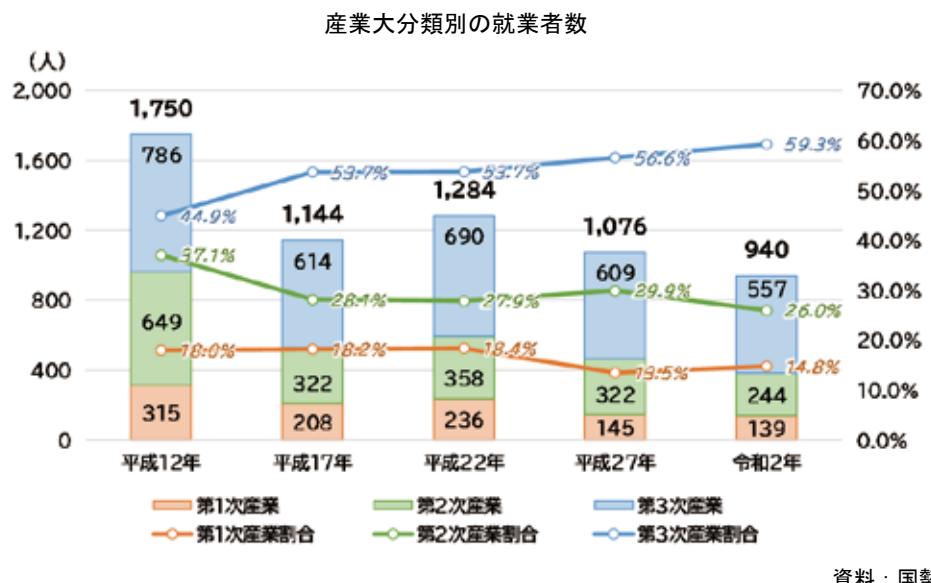
資料編



# 本町を取り巻く情勢

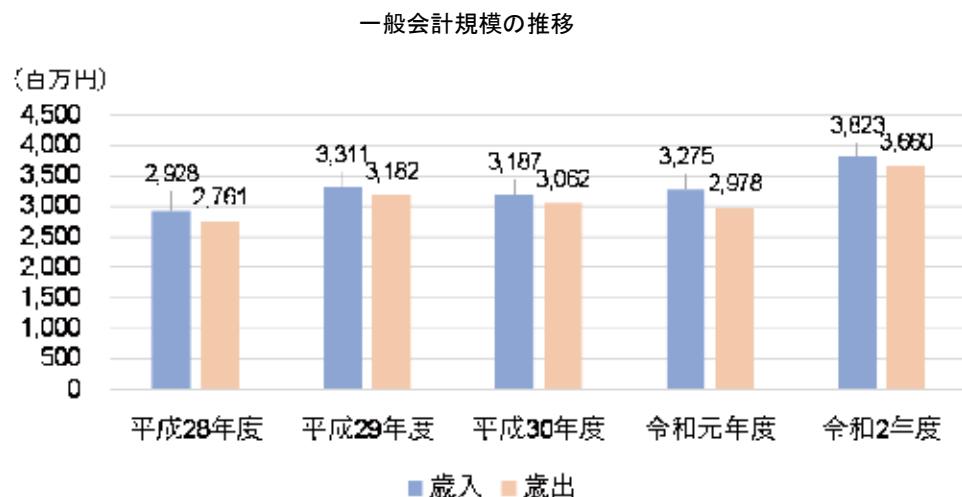
## 3 産業

産業大分類別の就業者数をみると、令和2年に第一次産業が139人（14.8%）、第二次産業が244人（26.0%）、第三次産業が557人（59.3%）となっています。



## 4 財政状況

一般会計の金額は徐々に上昇しており、令和2年度の歳入額は約38億円、歳出額は約36億円となっています。近年は、特に災害対策に関わる支出が増加しています。



## 第2章 社会・経済動向

### 1 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

日本の総人口は、令和2年の国勢調査によると、1億2,614万人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計では、日本の総人口はこれから長期の減少期に突入していきます。令和35年には総人口が約9,900万人になり、令和47年には約8,800万人まで減少すると予想されています。

令和2年においては、出生数は大きく減少している一方、高齢化は進行し、令和32年には世界主要国でもトップクラスの高齢化率37.7%となると予測されています。

### 2 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化

令和元年度末（2019年度末）に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中に感染者が拡大し、法律上の5類感染症に移行となった令和5年（2023年）5月までの間、様々な場面での行動制限や新しい生活様式の実践など、社会経済活動や日常生活をはじめ多方面に大きな影響を与えました。

この間、テレワークなどの働き方の見直しや、地方移住の機運の高まりなど、人々の生活に関する志向性や様式に大きな変化が生じました。

このような新しい生活様式やライフスタイルの変化に対応した、多様な働き方や暮らしへの支援に加え、影響の大きかった産業への振興策などが求められています。

### 3 多分野へのSDGs（持続可能な開発目標）の浸透

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが宣誓されています。

我が国では、平成28年5月、内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、国内外の取組を省庁横断的に総括し、ビジョンと8つの優先課題などを示した「SDGs実施指針」が示されました。

自治体をはじめとして、地域社会の多様な分野においても、SDGsの観点を取り入れた取組の展開が求められるようになっています。

# 本町を取り巻く情勢

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### SDGs 17 ゴール目標について

(説明文 : 一般社団法人日本 SDGs 協会 HP より)



#### 【飢餓をゼロに】

飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



#### 【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 【安全な水とトイレを世界中に】

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



#### 【働きがいも経済成長も】

すべてのための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



#### 【人や国の不平等をなくそう】

国内および国家間の格差を是正する



#### 【つくる責任つかう責任】

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



#### 【海の豊かさを守ろう】

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



#### 【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供とともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



#### 【貧困をなくそう】

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



#### 【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### 【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



#### 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



#### 【産業と技術革新の基盤をつくろう】

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



#### 【住み続けられるまちづくりを】

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



#### 【気候変動に具体的な対策を】

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



#### 【陸の豊かさも守ろう】

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



#### 【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 4 デジタル技術革新の進展

近年、IoTやAI、ロボットに代表される「第4次産業革命」と称される技術革新が世界規模で進展しています。

国の「未来投資戦略2018」では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、人口減少・高齢化をはじめとする様々な社会課題を解決する「Society5.0」の実現を推進するとしています。

また、国が新しい資本主義の重要な柱の一つとして掲げる「デジタル田園都市国家構想」では、デジタルの力で地方の個性を活かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、地方の活性化を加速させていくとしています。

このような国の方針などにも対応しつつ、持続可能なまちづくりを実現していく上でも、あらゆる分野でデータとデジタル技術を活用して生活全般のあり方を変革するDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。

## 5 脱炭素社会（カーボンニュートラル）への要請

昨今の地球温暖化による気温上昇や、気候変動、気象災害などが世界的な問題となっており、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済・社会をつくるためにも、脱炭素社会の実現を目指すことが求められています。

我が国では、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を表明しており、この実現に向けて、政府はGX（グリーントランスフォーメーション）など、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要があると呼びかけており、自治体や民間企業にもその対応が求められています。

## 6 多様化する「災害リスク」への対応

震災をはじめとした地震・津波災害、昨今の異常気象による台風の多発や頻発する豪雨など、我が国はこれまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、こうした自然災害の激甚化・頻発化によって、災害リスクは増大していくばかりです。

災害に対する事前の備えとして、最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、経済・社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土を形成するための「国土強靭化」が求められています。

# 本町を取り巻く情勢

## 第3章 第5次今別町総合計画（後期計画）の評価

第5次今別町総合計画（後期計画）の実施計画では、令和3年度から令和6年度の4年間にかけて、合計で95事業に取り組むこととしていました。

このうち、計画どおりに実施したものは71事業で、全体の74.7%となっており、実施を延期したものや中止したものは24事業で、全体の25.3%となっています。

延期・中止したものについて、「第2章 地域資源を活かした交流を促進し地域活性化を推進するまち」では、今別中学校やふれあい文庫の改修工事については他の施設整備を優先し、さらには国際交流事業が新型コロナウイルス感染症の流行の影響により実施できなかったことから延期をした結果となっています。

また、「第3章 だれもが生き活き安心して暮らせる健康長寿のまち」でも、道路や住宅、上水道等の工事に関する事業の未実施が多いですが、これらは町全体の総合的・効率的な公共施設の長寿命化の観点から、改めて検討が必要なことから延期をした結果となっています。

第5次今別町総合計画（後期計画）実施計画の状況

区分	事業数		
	計画	実施済	延期・中止
第1章 産業振興により地域の活性化を創出し定住を促進するまち	20	—	—
活力に満ちた産業の振興	13	11	2
「奥津軽いまべつ駅」を起点とした観光客の流動化促進	7	7	—
第2章 地域資源を活かした交流を促進し地域活性化を推進するまち	15	—	—
快適で住みやすい生活環境の形成	4	4	—
未来を担う人づくりの推進	10	6	4
適正な土地利用の推進	1	—	1
第3章 だれもが生き活き安心して暮らせる健康長寿のまち	60	—	—
健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実	19	19	—
利便で暮らしやすい生活基盤の充実	36	21	15
安心して暮らせる安全基盤の充実	5	3	2
計	95	71	24

## 第4章 まちづくりの課題

### 1 多様なニーズに応える就業機会の提供

人口減少が著しい本町においては、町民の定住を支える就業機会の確保が最重要課題となります。近年のワーク・ライフ・バランスへの要請や、女性、高齢者、障がい者等を含めた多様な働き方ニーズへの対応の可否が、さらなる人口の流入・定着を図る上での重要な鍵となります。

本町では男性は建設業、女性は医療・福祉業での就業が多い状況にありますが、その他業種も含めて就業機会の多様化に向けて、雇用情報の積極的な提供のほか、能力開発やキャリア形成機会の提供、福利厚生の充実等、個々人の事情に応じた働きやすい環境を如何に確保するか、が重要です。

令和5年度の町内総生産額をみると、第3次産業が全体（60億600万円）の73.2%を占める一方で、第1次産業は担い手の高齢化や人口減少に伴う農林業の後継者不足が深刻化し、基幹作物である水稻や畑作等の規模縮小が続き3.7%となっています。

本町の「いまべつ牛」や「いのしし加工品」は、他所との差別化に成功した特産品であり、「青森サーモン」は国内のサーモン養殖場では初となるASC認証を取得するなど、特徴ある特産品が芽吹いており、これらの重点的な市場競争力強化や販路拡大等による経営基盤強化を図ることで就業機会を増やすこと、さらには産業連携による6次産業化を進める等により多様な就業機会を確保していくことが望されます。

また、商業・サービス業については、都市部にある大規模商業施設の商圈拡大に伴い消費者の地元離れが進み町内店舗の減少が進行していますが、身近で便利な商業・サービス環境の確保と起業を志す人の受入態勢を整えるために、空き家・空き店舗の活用によるマッチング等に取り組むことが必要です。

観光については、道の駅いまべつへの入込客数が年間10万人前後で推移していますが、高野崎や青函トンネル入口広場への入込客数は近年著しく減少しており、町内全体の観光集客力の向上と回遊を促す仕組みづくり・強化が必要であり、竜飛岬への観光ルートとの連携を含めて関連サービス業の振興を図ることでの就業機会の創出が望されます。

その他、外部からの企業誘致への取組も引き続き推進する必要があります。

# 本町を取り巻く情勢

## 2 まちの維持・発展を担う人材の育成

本町の令和2年の人口は2,334人で、このうち年少人口（15歳未満）は105人でその比率は4.5%となっています。

将来の町の維持・発展を担うべき子どもたちが、希望をもってのびのびと地域で育つことができる環境を整えることは、子育て世帯の定住を図る上でも極めて重要です。

令和5年4月10日現在、今別小学校の児童数は42人、今別中学校の生徒数は16人であり、今後、さらなる児童・生徒数の減少が予想されますが、子どもたちの確かな学力、豊かな心、郷土愛の醸成、健康な体づくりに向けたきめ細かな指導のほか、安心安全な放課後の活動等における学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみでの育成に取り組む必要があります。

町民誰もが生涯を通じて学びや健康な体力づくりを通じた豊かな暮らしを実現できるよう、多様な生涯学習やスポーツ活動の機会を提供するため、講座の充実や情報提供、指導者の育成、関連施設整備を充実する必要があります。また、「荒馬」の保存活動をはじめとして、様々な芸術・文化に接する機会を充実することも必要です。

## 3 町民の暮らしを支える生活環境の充実

町域の88%を山林が占める本町では、これまで豊かな自然環境のもと町民の暮らしが営まれてきましたが、これらの自然環境を未来に残し活用するための保全の取組が引き続き求められる一方で、宅地や農地等活用可能な土地が限られることから、これらの貴重な土地については、地域の社会経済動向に見合った計画的かつ効率的な土地利用の推進が求められています。

町民の足となる公共交通については、令和4年8月に発生した豪雨被害によりJR津軽線が運休となり、令和6年5月には復旧を断念し代行バスの運行を行っていますが、今後、高齢者の運転免許返納が進むことが見込まれるなかで、買い物や病院などへの町民の移動環境を適切に確保すること、及び高校生をはじめとして町外に通勤・通学する町民のためのJR津軽線（蟹田駅）までの自動車交通や予約型乗合タクシー（中泊町方面）等の公共交通サービスを適切に確保・維持すること、さらには奥津軽いまべつ駅を起点とした観光振興につなげるための二次交通の確保などについて引き続き検討を進めが必要です。

人口減少の進行に伴い空き地や空き家の増加による地域の公衆衛生や防犯環境の悪化、景観の阻害、生産環境の悪化等の問題が顕在化してきています。地域の魅力を高め、町外からの移住・定住を促進する観点からも、多様な居住ニーズを的確に把握しながら、これらの空き地・空き家等の解消や活用、定住促進住宅等の新たな住宅の供給は重要な地域課題となっています。

近年、全国各地で大規模な地震や台風・集中豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化しています。こうした多様化する自然災害から町民の命と財産を守るための防災・減災の取組を継続し発展させていく必要があります。

子どもたちの通学路などの交通安全対策を引き続き実施するとともに、地域ぐるみでの防犯体制を強化し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

## 4 安全・安心な地域社会づくりへの対応

本町では、救急医療体制がなく救急患者を青森市まで搬送せざるを得ず、救急医療を受けるまでの時間ロスが多く、さらにはJR津軽線の運休により、高齢者等が青森市内の高度医療を受けるうえでの移動負担が増えるなど、医療サービスをめぐる環境に大きく影響していることから、これまで以上に広域的な連携のもとでの効果的な医療体制づくりの充実を図ることが急務となっています。

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

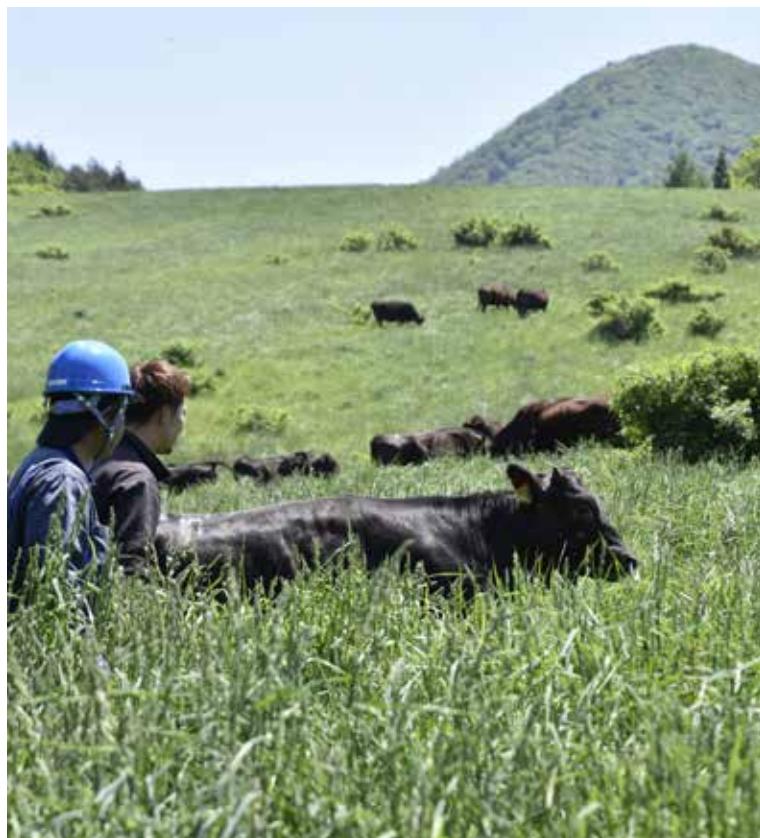
社人研によれば、現状のままの趨勢<sup>すうせい</sup>でいけば概ね25年後（令和27年）には町の人口が1千人を割り込み生産年齢人口（15～64歳）は200人台となり、年少人口は50人を下回ることが予想されています。こうした状況下では、町が住民の生活を支える基礎自治体としての行財政機能を十分に果たすことや、地域における住民活動の継続も極めて困難となります。人口減少の勢いを緩め、町の持続的な維持・発展を継続していくためには、今いる町民の町外転出を如何に防ぎ、町外からの転入を如何に増やしていくかが肝要となります。そのためには、未来を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で見守り、その保護者も家庭と仕事のバランスをとりながら充実した生活を送れるよう、子育て世帯のニーズに対応しながら、結婚、妊娠、出産から子育てまで切れ目がない包括的な支援に取り組む必要があります。

## 5 持続可能な地域づくりに向けて、新たな社会動向への対応

社会のあらゆる領域でSDGsの視点を取り入れることや、デジタル化によるモノやサービス、生活様式の変容、脱炭素化に向けた取組などの変革が進んでいます。

こうした時代的・社会的な要請にしっかりと対応しながら、未来に向けた持続可能な町政運営が可能となるよう行財政システムを再構築していく必要があります。

また、効率的・効果的な住民サービスの提供に向けて、広域圏における機能分担・連携体制を強化していくことが求められます。



i m a b e t s u t o w n

## 今別町総合計画

Imabetsu Town

# 第2編 基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来像

第2章 人口・経済・財政の  
見通しと目標

第3章 施策の大綱



# 基本構想

## 第1章 まちづくりの理念と将来像

### 1 まちづくりの理念

私たちのまち今別町は、津軽半島北端に位置し、四方を山や川、海に囲まれ、四季折々の美しい自然に恵まれた地形にあり、青森県無形民俗文化財に指定されている「荒馬」をはじめとする独自の文化や四季を通じたイベント、いまべつ牛や青森サーモンといった特産品など、多様な資源があります。

第5次今別町総合計画では、目指すべき町の将来像を「みんな活き活き健康長寿奥津軽いまべつタウン」として、その実現に向けて町民生活福祉の充実や、本町の豊かな資源をプラスアップし、観光・交流人口の拡大を目指すなどの各種施策に取り組んできました。

しかしながら、この間、町の人口減少はより一層進行し、特に14歳以下の年少人口は過去10年間で半数近くにまで減少し、高齢化率は県下一の高さを記録し続けて、このままでは、将来、町を維持することが困難な水準にまで人口が減少してしまう恐れがあります。

そのため、今後はこれまで培ってきた「健康長寿のまちづくり」の風土を基本としつつ、町民生活や様々な生産活動を通じて町の活力が維持され、町の歴史や文化を未来に引き継いでいくよう、その担い手となる子どもたちとその親世代の定住にこれまで以上に力を入れていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を経験するなかで、人々の暮らし方や働き方に対する意識が大きく変化しました。テレワークが浸透するなど生活様式が大きく変わり、特に、子育て世代のライフワークバランスへの関心や地方移住への気運も高まりを見せています。

全国で大規模災害が毎年のように発生し、SDGsや脱炭素化への対応、デジタル技術の活用等が社会的に求められる中で、本町がそうした要請に積極的に挑戦し、町民の自主的な活動を支援し魅力的な地域をつくることで、町に暮らす若い世代が自らの希望を叶え、また地方移住を志す若い世代の方々に安心して子育てができる定住先として選ばれ、将来のまちづくりの主役となる世代が次から次へと育ち、地域での暮らしを通じてお年寄りと交流し、歴史や文化をバトンタッチし続ける町となることを通じて、最重要課題である人口減少克服と持続可能なまちづくりに取り組みます。

### 2 町の将来像

「今別町民憲章」を踏まえ、町民一人ひとりが自主、自立の精神のもとに、心身ともに健康で互いに助け合いながら豊かな自然のもとで文化的な暮らしを営めるようにすることを基本にしながら、子どもから高齢者まで誰もが快適で利便性の高い生活を送れる環境を整え、世代を継いで暮らし続けたいと思えるふるさとづくりを目指します。そこで、町の将来像を「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさとづくり」と位置づけます。

そして、その実現のために町民の暮らしの基盤となる地域の経済や産業を支え、経済活動や

地域活動の担い手となる人づくりを進めるとともに、安全安心に暮らせる生活環境や福祉環境を充実させること、これらを効率的・着実に進めるための行財政の仕組みを構築することをまちづくりの柱に位置付けます。

### 【今別町民憲章】

わたしたちは、これまで郷土をつくってこられた先輩の心を受けつき、自主、自立の精神のもとに、よりよい今別町をつくるため、この憲章をかかげ、すすんで実践いたします。

1. 健康で働き豊かなまちをつくりましょう
2. お年寄りや子どもをいたわり住みよいまちをつくりましょう
3. みんなで話し合いきまりを守るまちをつくりましょう
4. 自然を守りきれいなまちをつくりましょう
5. 教育を高め文化のまちをつくりましょう

### 【町の将来像】

**誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと**

### 【基本政策（施策の柱）】

地域資源を活かした産業づくり

未来を担う多様な世代の人づくり

安全安心な暮らしを支える生活環境づくり

だれもが活き活き暮らせる健康と長寿のまちづくり

効率的で健全な行財政づくり

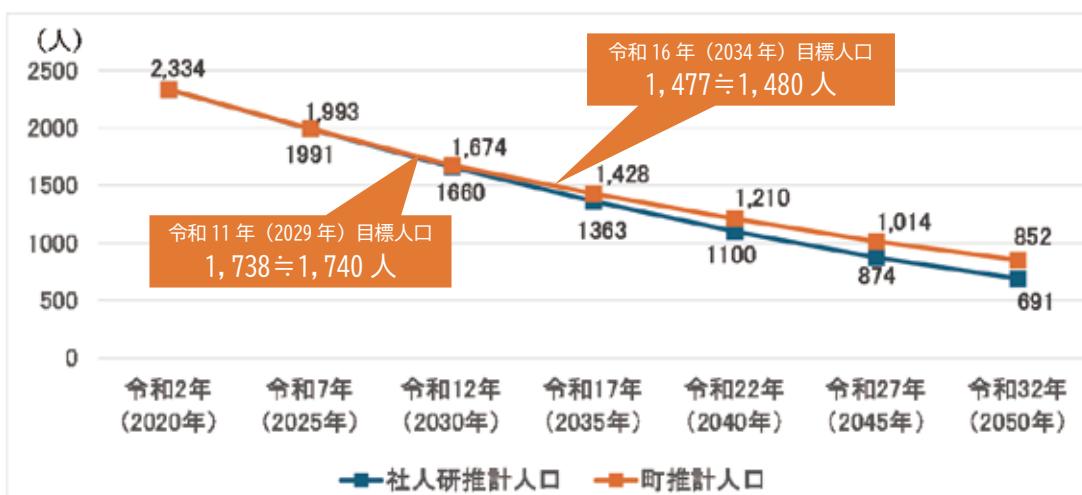
# 基本構想

## 第2章 人口・経済・財政の見通しと目標

### 1 将来人口

本町の総人口は、令和2年（2020年）に2,334人となっていますが、社人研の推計によると、現状のまま推移すると令和27年（2045年）には、874人になると予測されています。

しかしながら、本町では、今後、人口減少社会の中にあっても活力のある持続可能なまちとしていくため、今別町総合戦略との整合性を図りながら各種施策を展開することで、町内の合計特殊出生率を国・県の目標と同様に、令和12年（2030年）に1.8、令和22年（2040年）に2.07まで上昇させ、社会増減は、令和12年（2030年）までは現状のまま推移し、令和12年（2030年）以降は移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを目指すことにより、移住定住を推進し人口減少の勢いを緩和させ、令和16年（2034年）の目標人口を1,480人と設定します。



区分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和16年 (2034年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
社人研推計人口	2,334	1,991	—	1,660		1,363	1,100	874
町推計人口 (出生率上昇+社会移動均衡)	2,334	1,993	1,740	1,674	1,480	1,428	1,210	1,014

※社人研推計人口：令和2年国勢調査結果を基準とした社人研の推計方法に準拠

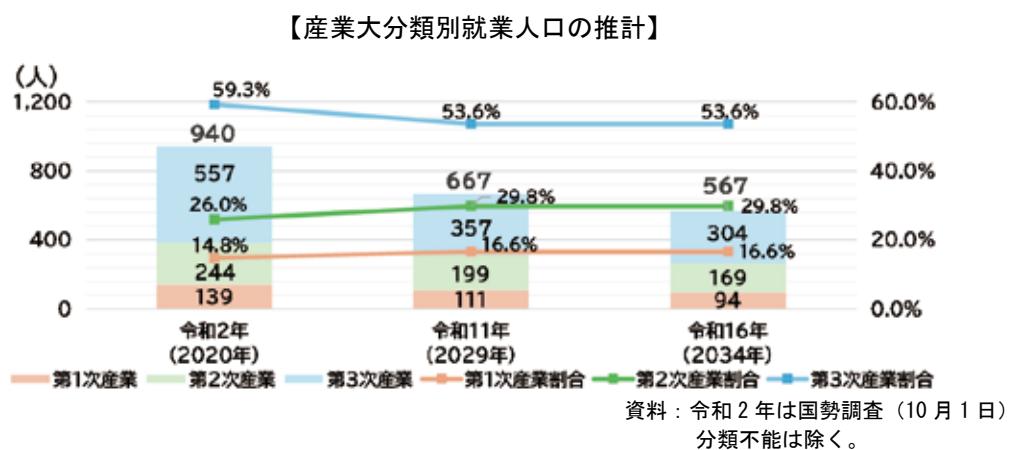
町推計人口：合計特殊出生率を国・県と同様、令和12年（2030年）に1.8、令和22年（2040年）に2.07まで上昇、社会増減は、令和12年（2030年）までは現状のまま推移し、令和12年（2030年）以降は移動（純移動率）がゼロ（均衡）になる

## 2 産業経済

### (1) 就業人口

本町の将来における産業大分類別就業人口の目標値は、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの総人口に対する就業人口の割合の平均値と、産業別就業人口比率の平均値を求めて、令和11年と令和16年の目標人口に掛け合わせることで算出しました。

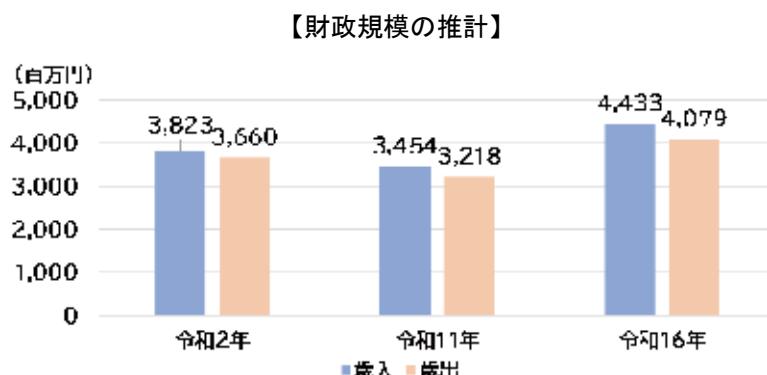
その結果、令和16年（2034年）では、第1次産業人口94人、第2次産業人口169人、第3次産業人口304人と見込まれます。



### (2) 財政規模

本町の将来における財政規模の目標値は、平成28年（2016年）から令和2年（2020年）までの総人口に対する歳入額及び歳出額の実績をもとに、将来における推計値を回帰式により求めて、それぞれ令和11年と令和16年の目標人口に掛け合わせることで算出しました。

その結果、令和16年（2034年）では、歳入額は4,433百万円、歳出額は4,079百万円と見込まれます。



資料：令和2年は今別町勢要覧2022

# 基本構想

## 第3章 施策の大綱

### 1 基本政策（施策の柱）

本計画に掲げる「まちの将来像」及び「まちづくりの理念」の実現を目指していくため、まちづくりの柱となる基本政策（施策の柱）を次のとおり設定します。

#### 地域資源を活かした産業づくり

**【産業・経済】**

農林水産業の技術向上と担い手育成に努めながら、1次産品の商品価値を高めるブランド化と、省力化・効率化を進め、担い手が減少したとしても持続性のある産業として維持・発展させます。

町民の生活を支える商業サービス業の充実を図るとともに、企業の経営基盤強化、新たな企業誘致や起業支援等を行い、商工業の振興を図ります。

関係団体、機関との連携により、高齢者、女性、障がい者等多様なニーズに応じた雇用促進を図ります。

豊かな地域資源を活用しながら「奥津軽いまべつ駅」を起点とする観光回遊性を高め、広域交流人口の拡大を目指します。

#### 未来を担う多様な世代の人づくり

**【教育・文化】**

知・徳・体の調和がとれ、未来の様々な変化に対応できる子どもを育てるために、確かな学力の形成と教育現場におけるIT技術の活用を促進するほか、地域との連携により郷土愛の醸成と健全な青少年育成を進めます。

豊かな町民生活の実現に向けて、生涯学習機会の充実や関連施設の整備を進めるとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送れるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境整備を進めます。

心を豊かにする芸術・文化を身近に感じられるよう、芸術鑑賞や発表の機会を充実するとともに、文化団体の育成・支援や郷土の歴史の継承、文化財の保護・活用を図ります。

#### 安全安心な暮らしを支える生活環境づくり

**【生活環境】**

限られた土地を有効に活用する計画的な土地利用を推進するとともに、移住・定住促進につながる多様なニーズに応える住宅の供給、地域の生活利便性を高める施設や道路交通ネットワークの形成、快適な生活を支える各種基盤整備を進めます。

頻発する自然災害に備え、消防・防災体制の充実を図るとともに、安全安心な地域づくりのための防犯、交通安全を推進します。

### だれもが活き活き暮らせる健康と長寿のまちづくり

【健康・福祉・子育て・介護】

町民一人ひとりがその人らしい健康な生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護の連携体制を強化します。

効率的な医療を提供するために、広域的な機能分担と連携を図るとともに、交通ネットワークとの連携により安心して医療が受けられる環境整備に努めます。

住み慣れた地域で、すべての町民が安心して暮らしていくよう、地域と行政の協働による福祉施策を展開します。

結婚、子育ての希望を叶え、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に向けて、子育てと仕事の両立が可能となるよう、保育や子育て支援サービスの充実を図ります。

### 効率的で健全な行財政づくり

【行財政】

持続可能な地域づくりに向けて、身の丈に合った計画的で健全な行財政運営を引き続き推進するとともに、ICTの積極的な活用等により効率的な町民サービスに努めます。

町の重要課題である人口減少、少子高齢化対策を推進するために、青森圏域連携中枢都市圏による広域事業の推進や青森地域広域事務組合等との連係強化により移住・定住の促進を図ります。

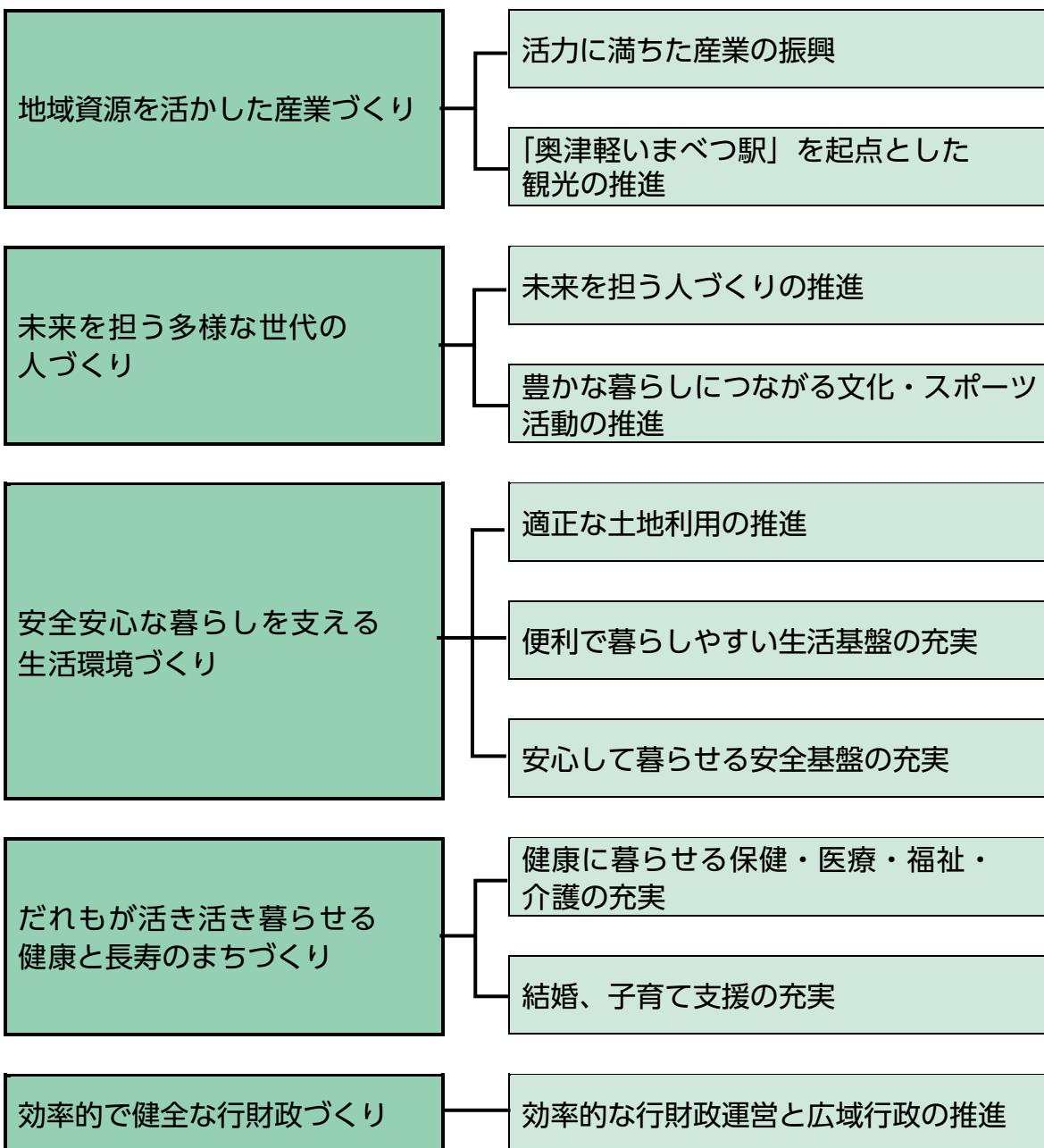


# 基本構想

## 2 施策の大綱

### 【基本政策（施策の柱）】

### 【基本施策】



## 今別町総合計画

Imabetsu Town

# 第3編 基本計画

- 第1章 地域資源を活かした産業づくり
- 第2章 未来を担う多様な世代の人づくり
- 第3章 安心安全な暮らしを支える  
生活環境づくり
- 第4章 だれもが生き生き暮らせる健康と  
長寿のまちづくり
- 第5章 効率的で健全な行財政づくり



## 第1章 地域資源を活かした産業づくり

### 第1節 活力に満ちた産業の振興

#### ①農林水産業の振興

##### 【現状と課題】

本町の総農家数と農家世帯員数は少子高齢化と担い手となる若者の町外流出により年々減少を続け、令和2年には総農家戸数84戸、農業就業者数90人となっており、このうち自給的農家戸数は50戸と、経営規模も小さく、生産性は概して低いものとなっています。

また、町の南西に中山山脈が連なり傾斜地が多いなどの立地特性から、農業活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の対応を図っていますが、今後は、更なる人口減少や担い手の高齢化等による農業従事者の減少が想定され、それに伴い耕作放棄地が増加し、自然環境に対する多面的機能の対応力が低下することが懸念されます。

基幹作物である水稻は、今後今別地区のほ場整備が進み更なる集積効率化が図られ、耕地面積が増加することにより、現状の担い手のみでは全てを担いきれないため、新たな担い手の確保及びICT技術の導入が急務となってきます。

経営所得安定対策による転作後の水田については、十分な管理ができずに耕作放棄状態にあり、農村としての環境機能や耕地の復元利用方法の面でも大きな問題となっています。

畑作でも、ハウス施設を活用し冬の野菜栽培が行われているほか、一球入魂かぼちゃ、にんにくなどの高収益作物も栽培されてはいますが、水稻同様担い手の減少が顕著であり、作付面積の減少や今後の担い手の確保が課題となっています。

「農業離れ」の傾向が見られる中で、これから農業を振興していくためには、デジタル技術を活用した効率化、省力化等の農業者の自助努力や主体的な活動を支援し、地域複合経営を積極的に促進するなど、農業を取り巻く環境変化に対応した施策が求められています。

また近年は、ニホンザル、アナグマ等野生動物による食害が甚大となっており、農業者の耕作意欲を大きく阻害しているため、具体的な対策が必要となっています。

林業については、山林面積10,418haのうち、ほとんどを国有林が占め、民有林は1,571haとなっています。専業林家もなく林家の大部分は農業との兼業であり、5ha未満の零細経営林家が大半を占めています。こうした現況から、林業を主とした経営維持が非常に厳しい状況にあるため、間伐材の有効活用や森林資源を活かすための対策が必要となっています。

畜産業については、本町ではこれまで、公共牧場の整備を継続的に実施し、肉用牛の振興に努めてきました。令和5年には、主体となる繁殖牛84頭、子牛41頭が飼育されています。

畜産農家の高齢化が進み引退者がいる一方、後継者となる若手農家が新たに加わることで

現状飼育頭数の大幅な減少はなく、現状維持が続いている状況です。新規参入が難しい分野のため近親者以外への事業承継も含めた後継者の確保が課題となっています。

本町でブランド化を目指している「いまべつ牛」の生産数は依然少ないものの、道の駅いまべつを活用した販売方法をとることで安定供給を図っています。また、「いのしし肉」は現在若手農家が1軒のみで繁殖・肥育・肉販売までを行う県内で唯一の产品であるため、積極的にPRし、安定生産の仕組みを構築する支援をしていくことが重要です。今後いまべつ牛及びいのしし肉のブランドの確立を目指すには、周知等の取組強化が必要となります。

漁業については、東西20kmの海岸線で、主として沿岸小規模漁業を中心に営まれていますが、魚介、海藻類等の水産資源が枯渇してきており、漁業不振が長期化する懸念があります。漁獲量と漁獲金額をみても減少傾向にあり、漁業従事者の高齢化や後継者不足は危機的状況にあり、漁家集落における急速な人口減少が問題となっています。サーモン養殖については陸上養殖施設の整備や洋上生簀の増設等、着実に生産規模が拡大しており、漁業関係者のみならず町の雇用問題の改善が期待されます。

内水面漁業は、昭和54年の漁業権取得後、毎年稚魚の放流を継続してきましたが、独自の事業展開のためには、海面漁業と提携し、なお一層組織の拡大強化を図る必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 農業の活性化を図るため、農地の保全、農業用水路、農道の改良・補修などの環境整備を行います。また有害物質を含む既存施設や、使用が困難な農業施設の処理対策に努めます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金の交付により農地の保全、農業用水路の管理、農作業用道路の改良・補修などの環境整備を支援します。

##### ◆土地改良施設修繕・工事

農業用水路、農道など農業に係る設備の改良・補修に取り組みます。

##### ◆農業用施設の点検・解体

現在使用されている農道橋について、今後も安全に使用するため定期的な点検を実施します。また使用が困難となっている施設、有害物質（PCB）を含む施設については処理対策に努めます。

# 基本計画

(2) 今別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、地区または地域における担い手の育成・確保の取り組みを支援します。

## ＜主な施策＞

### ◆地域における担い手の育成

集落や地区において担い手の育成を地域関係者との十分な検討を行い、認定農業者等の育成や農業法人化を支援し、就農者の所得向上に取り組みます。

### ◆青森圏域連携中枢都市圏事業による農業移住・新規就農者支援

東青地域市町村の連携による「農業移住・新規就農サポート事業」の推進により、農業移住者や新規就農者の希望をかなえるため、サポートセンターの設置、首都圏でのPR活動、効果的支援内容の提案などを行い農業移住者・新規就農者の拡大を図ります。

(3) 耕作面積の拡大や、ほ場、農業用水路、農道等の充実及び水田の有効活用と農業経営環境の確立を目指し、農業生産基盤の充実に努めます。

## ＜主な施策＞

### ◆農地環境の整備

ニホンザル、アナグマ等による食害対策の強化と後継者の育成など生産環境の整備を図ります。

### ◆ほ場の整備

地域条件に応じた区画、用排水路等の整備を推進し、水田の汎用化と耕作面積の拡大を推進します。生産基盤と生活環境の一体的整備を行うことによって、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体の育成にもつながります。

(4) 畜産業においては、いまべつ牛の出荷数を確保し、道の駅いまべつをいまべつ牛の販売拠点とし、消費者への安定供給体制の確立及び生産数の増加を図ります。

## ＜主な施策＞

### ◆いまべつ牛のブランド化の推進

主力品種である黒毛和種の肥育牛生産拡大と担い手育成に取り組み、PR強化、販売体制の確立による地場産品のブランド化を図ります。

(5) 豊かな自然資源を最大限に活用した交流人口の拡大を図ります。

## ＜主な施策＞

### ◆関係団体連携の強化

農業・漁業の体験など既存産業プラスアルファの体験観光の推進目標に、漁協や観光協会などと連携し、本町を訪れる人々の受入体制の強化を図ります。

### ◆受入メニューの開発と人材育成

今別町固有の自然資源を活かしたメニューの開発を推進します。

(6) 道の駅いまべつ等での販売や学校給食・福祉施設等での利用・消費を通して今別町の農産物の認知度を向上させ、消費者と生産者の距離を縮め、安心で安全な農産物を供給できる地産地消を推進します。

#### <主な施策>

##### ◆生産者の顔が見える、消費者の顔が見える物産販売の促進

農林畜水産業の豊富な物産を活用し、訪れる観光客や消費者のニーズに合った今別町ならではの名産品を開発し、直売所などを中心に、産地直結の生産者の顔が見える販売を行い、販路拡大を推進するとともに、生産者からも消費者の顔が見える環境を整え、生産者の生産意欲や販売意欲が向上する施策を推進します。

##### ◆学校給食、福祉施設等への地場産品の供給拡大

今別町内の学校給食、福祉施設等への町産品の供給をより充実させ、安全で安心な食産品を供給できる取り組みを促進します。

##### ◆食文化継承のための活動支援

伝統ある優れた食文化や、地域の特色ある食文化などの継承を推進する活動を支援し、次世代に向けて「食育」を推進します。

※本内容は、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」及び地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条第1項に基づく「地産地消促進計画」として位置づけます。

(7) 育てる漁業の推進により水産物の安定供給を図り、二次加工による六次産業化の推進や販路拡大を支援します。さらに、新たな担い手の確保に向け関係団体との協議を進めます。

#### <主な施策>

##### ◆漁業基盤の整備

沿岸海域の整備と未利用漁場の開発に努め、漁港整備事業、環境整備事業を推進し、漁場の汚濁防止等の漁業基盤の整備を図ります。

また、漁業従事者の労力軽減と水産物などの高付加価値化を促進するための共同加工施設を整備します。

##### ◆次世代漁業の担い手支援

漁具・漁法の近代化・デジタル化を推進し、作業の省力化を図りながら、町内外の漁師希望者に積極的にアプローチし新たな担い手の確保に努めます。

##### ◆海面漁業の推進

ナマコやアワビ種苗の放流やサーモン養殖等、つくり育てる漁業の振興を図ります。

また、モズク、コンブ等藻場の保全活動を実施し、多様な水産物や幼稚魚の保育場を提供することにより漁業の生産拡大と経営基盤の強化を図ります。

##### ◆内水面漁業の振興

アユ・イワナ・ヤマメの稚魚の放流の継続や水質汚濁防止など水辺資源の保全を図ります。

# 基本計画

(8) 造林や間伐の促進、林道の整備拡充など国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等に向けた林業体制を検討します。

## ＜主な施策＞

### ◆林業の振興

造林・保育を推進しながら、間伐を進めていくとともに、土砂災害警戒区域等の防災上重要な区域を含む森林には意向調査等を実施するなど防災機能の強化を図ります。

## ②商工業の振興

### 【現状と課題】

本町の商店数は、平成14年度は76軒、平成19年度は55軒でしたが、令和3年度には30軒と年々減少しています。昭和期には商業が町内で完結し町内消費によって町商業が維持されていましたが、道路網の整備などにより町外に商業圏が拡大した結果、町外大型店等との競争圧力により地元商店街からの消費者離れが進み、現在は地元密着・零細型の店舗構造になっています。

商業は、消費者に密着した産業であり、人々の豊かな生活に果たす役割が極めて大きく、商業活動は町民生活に無くてはならないため、町民のニーズに即した商業サービスが展開されるよう経営者間の連携を強化し、自立的で創造に富んだ新規事業の創出や創業等に対する支援、地域密着型事業者の事業承継が課題となります。また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」から観光需要等の外需を取り込むことも重要となってきます。

工業については、過去の事業所数の推移を見ると、昭和50年をピークに減少しています。また、町の西部に企業団地を整備し、女性の就労機会創出のため企業誘致を図ってきましたが、業績不振による倒産・撤退により、平成19年度からは1社のみが操業している状態です。

本町における地場産業おこしは、きのこ・タケノコなどの山菜の処理加工、ウニ・イカ・コンブ・ワカメなどの加工や、海藻を活用した麺の販売、木材加工については、ヒバ材を使用した製品開発が行われ、規模は小さいながら地場産業として定着しています。しかし、各団体・個人ともに担い手、後継者がおらず今後10年の生産体制については不透明な状況です。

本町の農林畜産品は、一球入魂かぼちゃやぶどうといった農産物、きのこ・タケノコなどの山菜、いまべつ牛、ウニ・もずく等の海藻、そして新たな特産品の青森サーモンなど、自然の恵みによる特産品が数多くあります。食材として流通されているこれらの特産品を、今後は産業連携により加工を施し生産から加工・販売まで行う六次産業化させていく必要がありますが、技術・人材・生産体制・販路などの面で多くの課題が残されています。今後は、基幹産業である農林畜産業を基軸とした地場産業の振興を図るとともに、雇用の場の確保と地域経済に波及効果の大きい企業誘致や創業への支援、再生可能エネルギーを活かした新産業の創出を図る必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 商工会、関係機関等と連携し、既存事業者の事業継続支援や販売機会の創出に取り組みます。

#### <主な施策>

##### ◆商工会活動への支援

消費者の多様なニーズに対応した商業サービスの提供や賑わい創出のため、商工会の各種イベントの開催や多面的な活動を支援します。

##### ◆空き店舗を活用した新たな取組

町商工会等と連携して、経済活動による波及効果を最大限に発揮できるよう地域活性化事業に取り組みます。

##### ◆地域情報の発信

本町を訪れる観光客等に対し、情報を受信するための無線通信インフラ（Wi-Fiステーション）を整備して、物産や名所ガイド、イベント情報など、積極的な情報発信の仕組みを構築します。

(2) 地域資源を活かした起業や新規分野への参入促進、地域における担い手の育成のため、公的機関と連携し、人材の育成や体制の強化を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆積極的な創業支援の実施

(地独) 青森県産業技術センターや(公財)21あおもり産業総合支援センターなどの公的機関と連携し人材の育成や起業創業を支援するとともに、指導体制の強化に努め、農林畜水産物などの処理加工技術の向上と生産体制の組織強化を図り、販路拡大や新しい製品、産業づくりを支援します。

##### ◆観光交流型ビジネスの推進

観光交流型ビジネスを促進し、地域に外貨が落ちる仕組みづくりを推進します。

##### ◆各種制度等の充実

県と連携し創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金の調達を図る中小企業や個人を対象に創業資金の一部を支援し、併せて信用保証料を全額補助します。

(3) 企業誘致のための環境整備に取り組み、新たな企業誘致を推進します。

#### <主な施策>

##### ◆企業誘致の促進

地域資源を活用した再生可能エネルギー関連企業の誘致や地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の推進を図るため、受け入れ体制の整備を図ります。

##### ◆住民定住化の推進

家族や友人が暮らす地元での就職希望者に対して、各種情報提供と情報収集に努め、働

# 基本計画

きたくなる魅力的な仕事の創出、UIJターン希望者の把握による人材確保を推進し、住民の定住化を図ります。

◆圏域市町村及び商工会議所、商工会が一体となった圏域の企業立地促進

圏域の立地環境をPRするため、東青地域全市町村及び各商工会議所や商工会が一体となり圏域の企業立地の促進に向けた活動に取り組みます。

## ③雇用環境の整備

### 【現状と課題】

雇用情勢については、有効求人倍率が1倍を超え全国的に売り手市場になっている中、県内の有効求人倍率は、全国平均を下回り依然として低迷しています。一方で少子高齢化の進展、女性の社会参加、就業意識の多様化などから、労働力が集中する業種や就業者の働き方も変化してきています。また、団塊の世代が大量定年を迎え、高齢者の雇用についても大きな問題となっています。

このような現状から、多様な手段によるタイムリーな雇用情報の積極的な提供に努め、併せて、能力開発、キャリア形成の機会が必要となっています。

また、労働環境の充実は、高い就業率、生産性につながることから、中小企業間の福利厚生面での格差解消に努め、勤労者が健康でゆとりある生活を実現するような支援を促進します。

加えて、高齢者、女性、障がい者の雇用の促進のため、関係機関との連携をさらに充実させるとともに、キャリア形成のための取り組みを推進します。

### 【基本方針と主な施策】

#### (1) 高齢者、女性、障がい者の雇用開発のため、関係団体、機関との連携を促進します。

##### <主な施策>

◆雇用情報の積極的な提供

雇用情報の積極的な提供を進めるとともに、求職者の能力開発、キャリア形成の取り組みを進めます。

◆労働関係機関の情報提供と町内外機関との連携

雇用開発 労働関係機関との連携による障がい者雇用、女性雇用を促進します。

## 第2節 | 「奥津軽いまべつ駅」を起点とした観光の推進

### ①新たな地域資源の開発

#### 【現状と課題】

本町は、「津軽国定公園表月海岸」の豊かな自然資源と、青森県無形民俗文化財に指定され、古くから伝承されてきた郷土芸能「荒馬」などの文化資源に恵まれています。

しかし、「奥津軽いまべつ駅」から観光スポットへの交通アクセスが不十分なため、町内に点在する観光スポットや歴史文化資源が集積している町中心地域へ観光客等の回遊を促す施策を展開する必要があります。

また、本町の魅力を発信しきれておらず知名度に欠けており、「町内では当たり前だが本町独自のもので観光客には魅力的に映るもの」の発掘もしきれていないという課題もあります。

今後は、本町を訪れる人々のための「奥津軽いまべつ駅」周辺の整備や二次交通等の利便性の向上、既存の地域資源を活用した観光スポットの魅力向上に努めるとともに、観光地のPR強化や地場産品の企画開発によるブランド化等を図ることも重要な課題となります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 観光客の利便性確保と「奥津軽いまべつ駅」と点在する観光拠点との回遊性向上のため、交通アクセス機能の向上を検討します。

#### ＜主な施策＞

##### ◆「奥津軽いまべつ駅」周辺環境の整備

「奥津軽いまべつ駅」周辺のスポーツ・宿泊施設やイベント会場、観光施設の整備を推進し、観光客の増加を目指します。

##### ◆二次交通を活用した観光客の利便性確保

「奥津軽いまべつ駅」利用客の町中心地域へのアクセス向上を念頭に、デマンド交通等の二次交通のダイヤ改善および運行情報の配信等、利用者の利便性向上に取り組みます。

##### ◆観光スポット回遊性の向上

ソフト面・ハード面の両面から施策を検討し、本町を訪れる人々の町中心地域や点在する観光スポットへの回遊促進に努めます。

(2) 本町のPR強化や魅力の再発掘を強化します。

(3) 地場産品の企画開発を進め、地場産品のブランド化を推進します。

#### ＜主な施策＞

##### ◆地場産品のブランド化

地場産品（いまべつ牛、モズク、アワビ、ナマコ等）のPRを強化し、二次加工等の商品の企画開発を推進することにより、「今別」ならではの物産のブランド化を図ります。

# 基本計画

また、青森サーモンを活用した新たな事業を展開し、町おこしの資源を検討します。

## ◆青森圏域の食ブランド化推進

各市町村の農水産物の高付加価値化・販路拡大を図るため、青森圏域内市町村が連携してブランド化に係るイベント等の実施に努めます。

## ②観光受入施設の整備

### 【現状と課題】

本町は、豊かな地域資源を活用し、青函トンネル入口広場、海峡の家ほろづき、奥津軽いまべつ駅前、道の駅いまべつ、いまべつ総合体育館などの整備を行い、通過型観光から滞在型観光への転換を目指しています。

世界に誇る青函トンネルの入口で、本州と北海道を結ぶ玄関口でもあり、地域的にも地形的にも豊かな自然環境や観光資源に恵まれていることから、毎年多くの観光客が訪れています。今後も本町の豊富な観光資源や地域性を活かし誘客を図るため、施設の拡大や情報提供サービスに努め、通過型観光から滞在型観光への移行を検討します。

また、近年の社会情勢の変化により、余暇時間の増大やライフスタイルの変化に加え、余暇活動に対する住民意識の高まりに伴い、観光に対するニーズも多様化してきており、より良質で個性的なサービスの提供が求められています。

平成28年3月26日に北海道新幹線駅「奥津軽いまべつ駅」が開業し、県内外への荒馬やいまべつ牛など地元文化のPR活動を行ってきましたが、目標としている滞在型の観光地化ができているとは言い難いため、観光資源のPR方法を再検討していくことが課題となっています。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 津軽国定公園襲月海岸を拠点に園地等の施設整備の強化を図ります。

(2) 空き家の再利用等の民泊を勧奨し、海峡の家ほろづき、いまべつ総合体育館を中心に、滞在型施設の整備を図ります。

### <主な施策>

#### ◆滞在型施設の整備

空き家の再利用等の民泊を勧奨し、海峡の家ほろづき、いまべつ総合体育館を中心に、訪問客の受入施設の整備を進めます。また、津軽国定公園襲月海岸を拠点に園地等の施設整備に努めます。

(3) 新幹線利用者の宿泊施設として、いまべつ総合体育館を利用してもらうために、関係機関との連携を図りながら、町外への周知、利用促進に努めます。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆多世代利用型休憩施設等の検討

「奥津軽いまべつ駅」周辺に、下車した人々が休憩でき、本町の観光の始発点または終着点として利用できる道の駅いまべつの充実、いまべつ総合体育館の利用促進に努めます。

## (3)受入体制の整備

## 【現状と課題】

本町は、青森県津軽半島北端の中央部に位置し、青い海と豊富な緑につつまれ自然環境に恵まれた、本州と北海道を結ぶ青函トンネルの玄関口にあたります。

自然豊かな環境で、将来にわたり町民が安心して暮らすためには、観光の振興はもとより、産業振興による雇用の場の創出や、荒馬等での町外人材の関係人口化の促進による将来的な定住人口の創出等さまざまな活性化のための施策に取り組んでいくことが必要です。

そして、新幹線等を利用して本町を訪れる人々にリピート客となってもらうための受入組織の整備が重要となります。

既存の周辺環境施設としては「道の駅いまべつ半島プラザアスクル」が平成27年度にリニューアルされ、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」に隣接し、主要地方道今別蟹田線（県道14号）の沿線に位置する津軽半島北部の観光情報の発信拠点としての機能を担ってきました。北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を機に、施設内のレストランでは、地場産品のブランド化を目指している黒毛和種のいまべつ牛ステーキや焼き肉定食、町の特産品のもずくうどん等を提供しており、地場産品の海の幸、山の幸のPRに努め販売促進を図っています。また、新たな地域資源となり得る「青森サーモン」を活用したメニューも登場し、今後更なる展開が必要となります。

## 【基本方針と主な施策】

## (1) 本町の自然・文化・歴史等の観光資源の活用をリードする組織を育成します。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆観光協会の機能強化

本町の自然・文化・歴史等を観光資源として磨き、発信の旗振り役となる観光協会の機能強化に努めます。

## (2) 観光客等の交流人口拡大のため、人的受入体制の整備を図ります。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆人的受入体制の整備

観光スポットや物産販売、研修・合宿等の受け入れなど、本町を訪れる人々の満足度向上を目指し、外国語対応やデジタル活用なども念頭に受入人材の確保、育成に努めます。

# 基本計画

(3) 豊かな地域資源を活用し、広域交流人口の拡大を目指します。

## ＜主な施策＞

### ◆広域交流の推進

豊かな地域資源や歴史文化遺産等を活用し、郷土を愛する心を育み、地域の連帯感を深めるとともに、都市等他地域との地域間交流事業を推進します。

## ④交流人口及び関係人口の創出・拡大に向けた取り組み

### 【現状と課題】

本町は、青函トンネル開通を記念して北海道知内町と友好町の締結をしており、35周年を迎えるました。産業・経済・文化・スポーツ・学校・議会・各種団体等の幅広い交流が盛んに行われています。

郷土芸能「荒馬」を通じて、首都圏の小学生や全国各地の大学生などの団体が毎年訪れ、大川平荒馬は、京都の大学生との交流25周年を迎えました。

今後は、「荒馬」交流の継続、体験農園の利活用の推進、また、いまべつ総合体育館を活用したスポーツ交流を通じた首都圏在住者の「関係人口」との交流、地域間交流の推進を図る必要があります。また、国際感覚豊かな人づくりを行うため、小・中学生や町民が外国語や外国文化への関心を深めるため、国際交流や外国語指導助手（ALT）の派遣継続が必要です。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」の利用促進を図り、観光交流はもとより、文化・スポーツ等による交流をさらに促進する必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 文化・スポーツ等の交流を促進し、交流人口の拡大と関係人口の創出を図ります。

## ＜主な施策＞

### ◆文化・スポーツ等交流の推進

文化資源である郷土芸能「荒馬」や、いまべつ総合体育館を利活用したスポーツ等の交流を促進し、交流人口及び関係人口の拡大に努めます。

### ◆関係人口の拡大・創出・深化

地域との関わりを求める都市部の住民等と地域のニーズとのマッチング支援や既存の関係人口との関係性の深化等、地域と人材をつなぐ環境整備などに努めます。

(2) 国際交流の促進や外国語指導助手（ALT）の継続を図るとともに国際感覚豊かな人材を育成します。

## ＜主な施策＞

### ◆国際感覚豊かな人づくりの推進

国際感覚豊かな人づくりのための国際交流を促進し、小中学生の英語力強化を目指し、外国語指導助手（ALT）の派遣継続に努めます。

(3) 友好町の北海道知内町の他、北海道福島町、静岡県松崎町等の関係性のある自治体との交流をさらに促進し、道南地域や県外との観光・研修等の交流拡大を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆友好町との交流拡大

北海道知内町との観光連携や研修イベントの受け入れ等を図り、本町と知内町の交流強化に努めます。

##### ◆第2青函トンネル構想実現へ向けて

北海道福島町の第2青函トンネル構想を実現する会と連携し、本州側と北海道側から第2青函トンネル構想の実現へ向けて働きかけます。

##### ◆災害時における相互応援協定からの交流拡大

静岡県松崎町と災害時における相互応援協定を締結したため、観光や文化の交流にも繋げていきます。



## 第2章 未来を担う多様な世代の人づくり

### 第1節 未来を担う人づくりの推進

#### ①知・徳・体を育む学校教育の推進

##### 【現状と課題】

急速に進む少子高齢化や人口減少、情報化社会の進展により教育現場にICTが普及し、子どもが情報モラルを含む情報活用能力を身に付けるよう、系統的・体系的な情報教育が必要となりました。こうした社会だからこそ、「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育てるために、個に応じたきめ細かな指導を行う必要があります。

また、特別支援教育については、障がいが多様化・複雑化していることから、福祉や医療等の関係機関と連携し、ニーズに応じた教育支援を行っていく必要があります。

今後も少子化により、児童生徒数が減少することが予想されます。子育て世代をはじめとした移住・定住の促進や、充実した教育が可能な小規模校のメリットを最大限に生かすための取り組みを進めるとともに、子どもたちの国際感覚醸成のための仕組みづくりや、地域の教育力を活用するなど地域と一緒に、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む教育環境を整備することが必要です。

##### 【基本方針と主な施策】

(1) 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めます。

##### ＜主な施策＞

###### ◆教員の指導力向上と授業改善

児童生徒の学力の向上や心身の健全な育成には、教職員の指導力が重要となります。そのため、教員の各種研修会への参加やICT設備の積極的な活用など教職員のスキルアップを目指し、児童生徒の学力向上に努めます。

###### ◆Society5.0に対応した教育の確立

Society5.0「超スマート社会」によって、人工知能（AI）の活用がさらに進み情報技術が進歩した時代になっていきます。こうした情報技術に対応できるような教育を推進していくとともに、人間らしい力を身に着けるため「文書や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心」を育めるよう教育の質の向上を目指します。また、児童・生徒一人一台のパソコン・タブレットを活用し、情報化に対応する教育の推進に努めます。

### ◆特別な支援を必要とする児童生徒への支援

特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育ニーズを把握し、必要に応じて特別支援学級や支援員を配置するなどの支援を行います。

### ◆豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、命を大切にする心、人権を尊重する心、人間関係を築く力、社会性、公共の精神を主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図ります。

### ◆健やかな体の育成

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康保持増進や健康教育の推進を図ります。

### ◆地域との協働による学校づくり

学校運営協議会を設置したことで、学校・家庭・地域が協働して活動できる基盤ができるつつあります。今後は、学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの成長を支える取組みを推進します。

### ◆学校教育における児童生徒等の安全の確保

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。また、防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携強化を図ります。

### ◆教育費負担の軽減に向けた経済的支援

将来の町を担う人材育成のため、町外への通学者がいる世帯に対して通学費の補助や奨学資金貸与制度の充実など保護者の負担軽減を図ります。また奨学金は町内に定住すれば返還免除にし、将来の現役世代の町への定着を図ります。

## ②青少年健全育成の推進

### 【現状と課題】

少子高齢化により、本町の人口減少も著しく、子ども会などの青少年団体の活動維持が困難を極めているなかで、青少年教育の大きな転換期を迎えています。平成19年から放課後子ども教室を実施し、放課後や土曜日等における学習体験活動を行っています。「学校・家庭・地域」が連携・協働した取り組みを行うため、地域学校協働活動に力を入れ、様々な事業を展開してきました。

現在、学校・家庭・地域が連携した取り組みを確立し、地域人材を活用した教室も学校で実施しているほか、家庭教育支援団体が創設されるなど青少年教育の基盤ができつつあります。

今後は、この取組を継続しながら、指導者・地域人材の発掘及び育成をしていくことが重要な課題となっています。

# 基本計画

## 【基本方針と主な施策】

(1) 未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域の連携協力を強化し、地域の教育力による支援活動を広げ、活動内容の充実と一層の活性化を図ります。

### <主な施策>

#### ◆活動の充実・推進

青少年の健全な育成のために、青少年自身が成長していく喜びを感じることができるような体験活動の充実や社会全体で青少年を育成していく啓発活動を推進します。

#### ◆青少年の成長

学校・家庭・地域との連携・協働を図り、命の尊さや相手を思いやる心の醸成と、健やかな青少年の成長を図ります。

#### ◆「荒馬」を通しての育成

郷土芸能「荒馬」など地域文化活動の場を活用し、地域交流を通じた郷土愛の醸成を推進します。

#### ◆放課後子ども教室の令和11年度までの実施

現在、すでに小学校区に放課後子ども教室が整備されていることから、今後も地域住民の要望等を踏まえながら継続していきます。

#### ◆特別な配慮を必要とする児童への対応

特別支援サポーター配置を考慮するほか、研修等を実施し対応できるようにします。



## 第2節 | 豊かな暮らしにつながる文化・スポーツ活動の推進

### ①生涯学習社会の形成

#### 【現状と課題】

誰もが、生涯を通じて「いつでもどこでも学びたいときに学べる」ことを目的とした活動を展開してきました。教育現場での学校支援活動として地域人材による学習はもちろん、公民館施設等での講座・サークル活動を実施してきました。しかしながら、少子高齢化・人口減少に伴い、各活動の参加者減少や担い手の減少など大きな課題を残すこととなりました。

今後は、豊かで活力ある社会を築いていくために、各事業の見直しを行いながら、連携できる事業については相互に協力をしながら実施していくとともに、担い手の育成に力を入れ、継続的に活動が展開できるよう工夫を凝らしていく必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 公民館を中心に、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、町民の教養の向上推進を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆学習の向上

学習機会の提供に努め、町民が日常生活で必要な知識や教養を高めるための講座実施に努めます。

##### ◆情報の充実

講座・講演、イベント、サークル活動などの情報を広報誌やホームページなどで紹介し、情報の共有化を図ります。

##### ◆指導者、ボランティアの育成

各種研修などを通して、生涯学習の指導者やボランティアの育成と資質の向上に努めます。

##### ◆学習拠点の整備

子どもから高齢者まで、あらゆる世代間の学習や交流の場づくりを図り、学校教育や公民館を拠点とした地域の多様なネットワーク構築とコミュニティの活性化に努めます。

##### ◆生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点である公民館やふれあい文庫など社会教育施設の老朽化が課題となっていることから、施設を一つに集約し新たな生涯学習施設の整備を推進します。

# 基本計画

## ②生涯スポーツの振興

### 【現状と課題】

第80回（2026年）国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会が青森県で開催されます。本町では、「年齢別バドミントン」のデモンストレーションスポーツ会場に指定されスポーツに対する関心が高まっているものの、障がい者スポーツ団体への支援体制が整備されていない状況です。

今後は、いまべつ総合体育館を活用し、各種スポーツ事業や障がい者スポーツの普及啓発活動が必要となります。

しかし、人口減少に比例してスポーツ人口の減少も否めない現状です。各種スポーツ団体への支援やスポーツ人口増加に向けた取組みや高齢者の健康維持、生涯にわたって健康で充実した生活を送る「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境整備や指導者の育成が求められています。

### 【基本方針と主な施策】

（1）いまべつ総合体育館を活用し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるとともに競技力の向上も目指せる環境の整備を推進します。

#### ＜主な施策＞

##### ◆身近なスポーツの推進

町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を「いつでも・どこでも・だれでも」気軽に楽しめるよう努めます。

##### ◆スポーツ活動への支援

町民が自主的・主体的にスポーツ活動の運営に参加し、多種目・多世代の交流が図れるようスポーツ団体の活動を支援します。

##### ◆障がい者スポーツ活動への支援

町民に、障がい者スポーツの普及啓発活動を行い障がい者スポーツ団体の活動を支援します。

##### ◆スポーツ情報の提供・周知

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層での参加につながるようスポーツ情報の積極的な提供・周知を図ります。

##### ◆指導者の育成・向上

スポーツ推進員をはじめ、指導者の育成と資質の向上、相互交流に努めます。

##### ◆スポーツ交流施設の充実

スポーツ交流施設の活用・促進を図り、オリンピック選手等の事前合宿誘致や文化スポーツ交流を促進するとともに、指導者の育成及び確保に努めます。

### ◆スポーツ親交

町民が生涯各時期において、個々の体力や年齢を考慮しながら、技術、目的に応じて、主体的、継続的にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

## ③芸術・文化・国際交流の振興

### 【現状と課題】

心の豊かさを求める意識の高まりを背景として、地域における芸術・文化活動の重要性は、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。

地域の歴史や文化、民俗芸能については、生活様式の多様化や少子化の進行により、伝承活動が困難な状況になってきています。

本町の伝統芸能である「荒馬」は、江戸時代から代々受け継がれてきたもので、現在、「今別荒馬保存会」「大川平荒馬保存会」「二股荒馬保存会」の3つの保存会によって継承されています。平成15年には青森県無形民俗文化財に指定され、町の各種イベント・保育園や学校行事に多く取り入れられ活発に活動している状況です。近年、都市との交流や県内外のイベントへの参加も増えています。

大川平荒馬保存会では、廃校となった旧大川平小学校の校舎を利用して、「大川平荒馬の里資料館」を運営しており、一層の保存・伝承活動に有効活用されています。

また、本町には、青森県重要文化財指定の「青銅塔婆」<sup>せいどうとうば</sup>「赤根沢の赤岩」や、町指定史跡の「大開城」<sup>おおひらきじょう</sup>等の文化財が数多くあるため、文化財を将来へ継承するための保存活動と、観光資源等としての活用を両立、推進する必要があります。

また、地域文化への理解や誇り、愛着をもった人材の育成と次世代へ保存・継承をしていくために、地域の文化遺産を活用した学習機会が求められています。

これからグローバル社会を生き抜く子どもたちにとって、異文化を正しく理解することはとても重要です。小学校での英語教育が必修化され、小学校のうちから、外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を身につけさせることが望まれています。JETプログラムを活用した外国語指導助手等を中学校だけではなく、小学校にも派遣し、国際理解教育の推進に努めます。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある未来を実現するため、次代へかけがえのない文化財の保存・活用に努め、併せてこれからのグローバル社会に向けて国際理解教育を推進していきます。

# 基本計画

## ＜主な施策＞

### ◆芸術・文化の充実

心を豊かにする芸術・文化が身近に感じられるよう、芸術鑑賞や発表の機会など、町民が幅広く芸術・文化に関心が持てる事業を推進するとともに、文化団体の育成・支援や郷土の歴史の継承、文化財の保護・活用を図ります。

### ◆文化の継承

郷土への愛着と誇りを培うために、次世代へ町の郷土・歴史の継承、文化財の保護・活用を図ります。

### ◆国際交流の推進

国際交流機会を拡充し、幅広い国際交流への参加を推進することで、町民の国際交流に対する意識の高揚を図ります。



## 第3章 安心安全な暮らしを支える生活環境づくり

### 第1節 適正な土地利用の推進

#### ①土地利用関連計画に基づく均衡のとれた土地利用の推進

##### 【現状と課題】

本町の総面積は、125.27km<sup>2</sup>であり、森林地域がほとんどで、山林が総面積約86%を占めています。このうち国有林は約73.8%を占める典型的な中山間地域で、かつ、平坦地が少ないとから、町の産業振興を制約する要因となっています。

農地については、採草放牧地（77ha）を含めて5.58%（699ha）と少なく、耕作放棄地や遊休地等の雑種地が増加する傾向にあります。

また、原野面積が485haと比較的多く、野生動物の生息地等貴重な自然資源を形成しているため、計画的かつ効率的に利活用するなど土地の利用率向上が必要です。

本町では、土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めていますが、社会・経済情勢の変化や人口減少などに伴い、既成市街地の空洞化、農林水産業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題を抱えています。

今後は、本町の持つ豊かな自然を最大限に活用し、安心・安全な食料生産拠点を形成していくため、農地の保全・活用・高度利用を図るとともに、豊かな自然環境・景観・森林の保全に努めていく必要があります。

また、良好な住宅・宅地の整備、魅力あふれる市街地の整備、総合的な道路・交通ネットワークの整備、交流・観光施設の整備などを進め、交流・定住人口の増加、適正な産業開発、利便性の向上などを目指した土地利用を進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの推進については、事業者及び関係機関と協議しながら、無秩序な開発とならないよう本町の美しい自然環境の保全に留意する必要があります。

##### 【基本方針と主な施策】

（1） 土地利用関連計画に基づき、自然環境に配慮した有効な土地利用、町有地の有効活用を推進します。

##### ＜主な施策＞

###### ◆適正な土地利用の推進

適正な土地利用を推進するため、土地利用関連計画や関連法、条例などの周知徹底に努めるとともに、これらの計画に基づいた適正な規制・誘導、無秩序な開発行為の未然防止などに努めます。

###### ◆再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していく事を前提として、環境との共生を図りながら再生可能エネルギーの導入を推進します。

# 基本計画

## 第2節 | 便利で暮らしやすい生活基盤の充実

### ①市街地の整備

#### 【現状と課題】

本町は、東西17kmの海岸線国道沿いと南北14kmの今別川沿いに、今別・大川平・浜名・二股・鍋田・村元・山崎・大泊・襲月・砂ヶ森・奥平部の11集落が散在しています。このうち、主な公共施設や公的機関のある今別地区に全世帯の4割弱が集中しています。

しかし、全町的に見ると、地形的な条件から必ずしも全ての集落で同等な行政サービスが受けられる状況にはなっていないため、幹線道路網の確保や集会施設の整備、移動行政サービスなどをこれからも計画的に実施していく必要があります。

これまで、集落環境に関する整備では、二股地区・鍋田地区・大泊から奥平部地区の4地域は辺地総合整備計画による事業も行われ、優先的に生活環境の整備等に着手されてきましたが、海岸地域においては、長期にわたる漁業不振等や後継者不足により、人口減少傾向が顕著になっています。

一方、昨今の本町の状況として、襲月地区を中心とした津軽国定公園襲月海岸一帯は観光の拠点となり、二股地区は平成28年3月26日には北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業しました。

今後は、時代の変化に応じた各集落の立地条件や機能等を最大限に活かした新たな集落環境の整備を図っていく必要があります。

また、集落規模が小さいほど地域のコミュニケーションが図られ、強い連帯感や厚い人情、相互扶助などの優れた気風を持ち合わせており、これらの地域特性を町全体として活かし、発展させていくことが肝要です。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 個々の集落がもつ、優れた条件や特性を活かし、集落間の有機的な結合を図るとともに、時代に対応した集落環境整備のため、長期的な計画の策定に努めます。

(2) UIJターン促進や人口流出防止を目指し、住宅整備などによる移住・定住策の推進を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆住宅等整備の推進

将来にわたり集落機能を維持するため、UIJターンの拡大や人口流出防止を目指し、集落内の住宅整備などの検討を進めるとともに、町民との協働による移住・定住対策の推進を図ります。

##### ◆集落の魅力化によるUIJターンの推進

町出身者が住んでいたくなる・戻ってきたくなる、町外出身者が住みたくなるような集

| 落の魅力を再発見し発信することで移住・定住を促進します。

### (3) 各地区自治会組織と連携を図り、公共施設の整備・維持管理等、適正な運営に努めます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆公共施設整備の充実

集落内の公共施設の整備や維持管理など、各自治会組織と連携しながら適正な運営に努めます。

## ②奥津軽いまべつ駅周辺環境の整備

#### 【現状と課題】

平成28年3月26日に北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業し、本州最北端の新幹線の駅として、また、津軽半島の玄関口として位置づけられ、広域交通ネットワーク拠点としての今後の機能向上に努めなければなりません。

本町においては、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」開業から9周年を迎え、検証・分析を行い、今後の町活性化や本町を訪れる観光客等の利便性の向上、奥津軽いまべつ駅を拠点とした町内の回遊性を高めるための二次交通の整備と充実、道の駅いまべつ及びいまべつ総合体育館等の利用促進、観光客等来訪者のニーズに応えた「奥津軽いまべつ駅」周辺の環境整備が重要な課題です。

今後は、道路や鉄路等を利用した本町を訪れる観光客等に対して、心のこもったおもてなしに努め、地場産品の販路拡大を図り、文化・観光産業などと連携したサービスの推進をしていく必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

### (1) 道路利用者に快適な休憩と高齢者、障がい者、子どもや女性への配慮など多様で質の高いサービスの提供に努めるほか、外国人旅行者への情報発信や多言語対応などの受入環境の整備に向けた取組みを進めていきます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆施設等の整備促進

町民や本町を訪れる観光客等の利便性向上のため、ニーズに合った宿泊施設やイベント・観光施設の整備を図ります。

##### ◆情報発信拠点としての道の駅の役割強化

道路情報・観光情報・食情報・遊び情報の提供に努めます。

##### ◆地域との連携による町の活性化

地域活性化を担う重要拠点の道の駅として、イベント等の開催を通じ地域との交流を図り、地域とともにつくるにぎわいの場としての施設の運営に努めます。

# 基本計画

## ③道路・交通ネットワークの充実

### 【現状と課題】

道路は、町民の安心・安全な生活を支え、地域産業の活力や社会活動を行う上での基礎的な社会の基盤となるもので、本町の交通体系は、国道280号と主要地方道今別蟹田線を幹線に町道175路線により成り立っています。

国道については、国道280号が町の東西を横断し、産業道路として重要かつ動脈的な役割を果たしており、海岸方面では、鬼泊トンネルから綱不知地区まで拡幅整備及び奥平部と砂ヶ森間の弁天崎の改良工事が完了しています。橋においては浜名橋、長川橋及び与茂内橋が整備されておりますが、大泊以東については、まだ幅員が狭く曲折した箇所が多く、引き続き関係機関に対する早期改善を強く要望していく必要があります。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」へのアクセス道路として、津軽半島北部地域の経済的発展、国土の均衡ある発展のために努めていくことが必要です。

県道については、国道280号から分岐して南北に縦断する主要地方道今別蟹田線（通称「津軽なかやまライン」）が、地域の重要な路線であり、管内延長は16,401mとなっています。

また、主要地方道今別蟹田線については、冬期間の路面对策として平成9年度に散水装置の整備が完了するなど、住民生活を支える幹線道路として、その機能の充実が図られてきました。

しかし、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業し、一部舗装補修工事や二股地区上股橋付近の急カーブを緩和する工事、中沢地区の見通しが悪い狭隘部カーブの拡幅事業などの整備は行われていますが、主要地方道今別蟹田線の散水区間においては、気象状況によって凍結や路面状況の悪化による交通事故や交通障害が発生し、管内全路線についてもアスファルト層の損傷箇所が多く、交通安全対策として計画的な改良・補修工事が望まれるため、更なる整備要望等が必要です。町道については、実延長が72,922mで、整備状況は改良済延長35,483m（改良率48.66%）、舗装済延長49,635m（舗装率68.06%）と、地域住民の安心で安全な重要な路線として利用されています。

幹線道路（1・2級）については、平成28年から現在に至るまで舗装補修工事や道路拡幅工事の計画的な実施により改良率が向上しており、その他路線についても、中沢地区の行き止まり路線解消のための道路新設工事や舗装補修工事により改良率は向上していますが、未だクラックや剥離、部分陥没等舗装損傷箇所も多く見受けられます。また、町管理橋梁についても平成29年に全36橋（橋長2m以上）を点検し、その結果を元に翌年、今別町橋梁長寿命化修繕計画（10年計画）を策定しており、今後も地域住民の安心・安全な道路として計画的な整備に努めるとともに、利用者の利便性を図る必要があります。

本町の交通機関は、町内の移動については町営の巡回バスを利用し、地域の中心都市である青森市をはじめとした町外への移動についてはJR津軽線に代わる新たな自動車交通の運行により、地域住民の貴重な移動手段を確保します。また、新たな交通手段としてデマンドタ

クシーを活用し、高齢者が日常生活に利用しやすいドアツードアの交通としてその重要性が高まっています。

また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」の津軽半島における広域交通ネットワーク拠点としての機能を向上させるとともに観光客の利便性の向上を図るため、二次交通の維持・充実を図っていく必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 国道280号や県道主要地方道今別蟹田線等の整備促進等について、関係機関に働きかけます。

#### <主な施策>

##### ◆国道の整備

国道280号の外ヶ浜バイパスの整備促進や大泊地区までの拡幅改良、海岸線沿いの迂回路が無い地域の対策のため急勾配箇所の解消及び視距改良など緊急避難道路の整備等を関係機関に働きかけます。

##### ◆県道の整備

主要地方道今別蟹田線のS字急カーブ・急勾配・狭隘な区間の解消、散水区間の改良及び舗装補修整備促進について関係機関に要望します。

(2) 町道の幹線道路（1級・2級路線）等について、計画的な整備促進に努めます。

#### <主な施策>

##### ◆町道の整備

重要路線である幹線道路（1級・2級路線）やその他生活関連道路の舗装及び橋梁の維持修繕について、計画的な改良整備を進めます。

また、予測不可能な災害に備え、緊急避難道路の確保・整備を図ります。

##### ◆除雪の徹底

冬期間の交通障害の解消や通学路及び住民生活の安全確保のため、除雪の強化に努めます。

(3) 津軽半島の交通ネットワークの拠点として、住民生活に利便向上や本町を訪れる観光客等のアクセス確保のため、二次交通機能の充実を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆二次交通の整備促進

町内巡回バスやレンタカー、奥津軽いまべつ駅と西北地域を結ぶ二次交通の整備・充実を図り、津軽半島の回遊性の向上に努めます。

# 基本計画

(4) 交通ネットワークについて、青森県、周辺市町村等関係団体と連携を図り、JR津軽線に代わる新たな自動車交通及び町巡回バス等の二次交通の維持・充実に努めます。また、北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）の早期完成を関係機関に積極的に働きかけます。

## ＜主な施策＞

### ◆町民の交通手段の確保

町巡回バスは、今までどおり町内利用者の他、新幹線利用者にも対応した利便性と運行の効率性を考慮した運行ダイヤの編成を図りながら、安全確保のための車両管理に努めます。また、青森県、周辺市町村等関係団体と連携しながら、JR津軽線に代わる新たな自動車交通の利便性の確保のためのJRとの協議を続け、町巡回バス等の生活交通の維持・充実を図ります。

(5) 第2青函トンネル構想の早期実現に向け関係機関に積極的に働きかけます。

## ＜主な施策＞

### ◆第2青函トンネル構想の早期実現

国策採択に向け、北海道福島町の第2青函トンネル構想を実現する会と連携し、国関係機関及び国会議員への陳情要望活動を行います。

## ④住宅の整備

### 【現状と課題】

公営住宅は、町民が健康で文化的な生活を営む事ができる住宅として整備し、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で供給する事が必要であり、今後も取り組んでいかなければならぬ課題です。

本町の公営住宅は、木造が17戸、中層耐火構造RC造が36戸となっており、町営住宅長寿命化計画に沿って、老朽化した1号棟から11号棟の解体計画及び任意建替事業を順次進め、令和6年3月末時点で高気密高断熱木造住宅（2LDKタイプ）を14戸、1LDKタイプを3戸整備し、解体計画及び任意建替事業は完了しました。

また、中層耐火構造RC造36戸について、給排水設備更新及び断熱性能向上を目的とした内装改善事業を実施し、令和6年3月末時点で23戸工事を実施しました。入居者の移転補償を行なながら、全室の改善を目指して取り組んでいきます。

今後、人口減少を背景として、若者をはじめとした町外からの移住・定住促進のため、定住促進住宅等の整備や空き家の利活用を進めるなど、人口減少抑制に取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) UIJターン等、様々なニーズや住宅需要を把握しながら、空き家再活用等の民間開発などによる住宅の供給や購入促進策を検討します。

(2) 定住促進住宅の整備検討し、移住者のための住宅取得に係る支援等を検討します。

#### <主な施策>

##### ◆定住促進住宅の整備の検討

本町の豊かな自然の魅力を感じて移住される方に対し、定住促進住宅の整備を検討するとともに、空き家等を再活用した民間主導による住宅供給や購入促進策等を行い現住町民及び移住者の定住を支援します。

(3) 公営住宅については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕及び改善を実施し、施設の長期活用に努めます。町民の住宅需要を把握し、計画的な建替事業を推進します。

#### <主な施策>

##### ◆計画的な修繕事業の推進

計画的な修繕を行い、将来的に起こりうる大規模な修繕の負担を軽減し、施設を安全・長期的に使用できるよう努めます。

(4) 町内の空き家等の状況を把握し、空き家の撤去及び有効活用策について検討するとともに移住者向けの住宅に活用するなど定住促進を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆移住・定住の促進

町内の空き家を町外からの移住者向けに利活用し、住宅整備を図るとともに、定住促進に努めます。

##### ◆空き家の現状把握と対策の検討

本町の空き家の現状を把握し、空き家の撤去や有効活用に係る補助を継続します。また、倒壊の危険性がある空き家については、今別町空き家等の適正管理条例に則り、所有者による撤去の方策等を検討します。

(5) 空き家・空き地の売却や賃貸を仲介する「空き家バンク」を介し、町内不動産の流通及び定住促進住宅等への再活用について検討します。

#### <主な施策>

##### ◆「空き家バンク」の設置、再活用の検討

空き家・空き地の有効活用について、空き家・空き地の売却や賃貸を仲介する「空き家バンク」の利用拡大、定住促進住宅等への再活用を検討します。

# 基本計画

## ⑤情報化への対応

### 【現状と課題】

近年、スマートフォンや携帯端末によるインターネット利用が急激に拡大し、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる環境が広がっています。

本町においては、平成29年度と平成30年度に町内11ヵ所の施設に無料Wi-Fiスポットの整備を行いました。今後も町民の利用や訪れる観光客の利便性を考慮し、更なる拡充を進める必要があります。

本町では、町内における情報伝達機能として、令和元年度から令和2年度にかけて防災行政無線のデジタル化を完了し、災害の予防や情報の伝達など迅速・的確に行えるよう、通信体制を強化しました。

また、平成22年度に整備された全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、津波や地震などの対応に時間的余裕がない事態が発生した場合でも、住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっております。令和元年度には全都道府県による災害情報共有システム（Lアラート）の運用も実現し、今後更に高度な災害情報の提供システムの普及が進むことから、本町としても遅れることなく対応していく必要があります。

平成15年度に地域インターネット基盤を整備し、光高速回線を利用して役場と各施設にローカル・エリア・ネットワーク（LAN）を敷設して、住民に情報サービスを提供してきたところです。平成22年度には、全町に光ファイバー網を整備し、ADSL回線を利用できなかつた地域にも光ブロードバンド回線によるインターネット接続サービスを提供することにより、地域間の情報格差の是正が図られました。

今後は、高齢者などの情報端末を所有していない町民への対応について、防災行政無線個別受信機の追加配備等を検討し、情報の伝達漏れが発生しないようにすることと、無料Wi-Fi環境の追加整備を検討して、町民や本町を訪れる観光客等の利便性の向上を図ります。

全国的に人口減少が進行する中、地域課題の解決や産業革新等、多分野でデジタル技術（DX）の活用が進んでいます。本町においても人口減少により多分野で省力化、効率化が求められるため、デジタル技術の活用により行政課題や地域課題等の解決を目指した検討が必要です。

### 【基本方針と主な施策】

（1）町民と本町を訪れる観光客等の利便性向上のため、無線情報通信基盤（Wi-Fi ステーション）などの整備・拡充を図ります。

### ＜主な施策＞

#### ◆無線情報通信基盤の整備・拡充

無料Wi-Fi環境の追加整備を検討し、町民や本町を訪れる観光客等の利便性の向上を図ります。

(2) 多分野での様々な課題に対応するため、民間・行政の枠にとらわれずデジタル技術の導入・活用を検討します。

#### <主な施策>

##### ◆行政手続のオンライン化

デジタル技術での各種課題の解決に向けて、まずは行政手続きのオンライン化等行政サービスの効率化、向上を図り町民の利便性を高めます。

##### ◆SNS等を活用した情報発信

SNS等を活用し、町内外へ向けた積極的な情報発信を図ります。

## ⑥環境衛生対策の充実

#### 【現状と課題】

本町のし尿処理については、青森地域広域事務組合による施設の統廃合が行われ、平成11年度から上磯地区クリーンセンターが稼働し、広域処理体制に移行しています。ごみ処理については、現在青森市に委託しています。

また、本町の山崎地区に設置されている最終処分施設は、令和6年度に覆土の形状を変更し、施設の延命等の対策を講じ埋立期間を10年以上延長しています。

これまで、ごみ減量化とリサイクル推進について、適切な事業展開に努めてきましたが、なお一層の普及・啓蒙に努める必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) ごみの適正な収集・処理に向け、分別排出の徹底、ごみの減量・リサイクル化を図るとともに、町民の環境保全意識の高揚に努めます。

#### <主な施策>

##### ◆ごみ処理に対する町民意識の高揚

水質汚濁防止やごみ排出量抑制のため町民の意識向上に努めるとともに、補助金を利用した継続的な海岸清掃や町民参加のクリーン作戦を展開します。また、ごみの排出抑制、再使用、再生利用の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に基づく廃棄物処理システムの確立と産業廃棄物などの不法投棄を防止するための対策を講じます。

(2) 青森地域広域事務組合の上磯地区クリーンセンターにおける、し尿処理体制の充実を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆し尿処理施設等の充実

処理浄化槽の普及による水質保全を図るとともに、中間処理施設及び最終処分場などの整備に努めます。

# 基本計画

## ⑦上水道の整備

### 【現状と課題】

本町の水道施設は、上水道と簡易水道が2箇所（大泊地区、二股地区）、飲料水供給施設が1箇所（関口地区）の計4事業により給水を行っていましたが、主要な上水道及び大泊地区簡易水道と二股地区簡易水道の浄水施設が老朽化とともに、荒天時には水質事故が頻繁に起こることから、平成18年度に上水道を核として3事業を統合した変更認可を行い「今別地区簡易水道」として現在に至っています。

しかし、財政難により高額な建設費を要することから事業実施には至らず、これまででも水質管理に苦慮する状況が続いたため、平成25年度に水源調査を実施した結果、水量・水質ともに良好な水源であると確認できたことから、平成27年度から統合事業を進め、配水管が未接続であった大川平・二股間、山崎・大泊間、鍋田・関口間の接続と、送水圧力を確保するための増圧ポンプ場を設置し、平成28年度の事業完成により、地域住民に対してより安全で安心な水の安定供給や水道施設を一元的に管理した事業運営の効率化が可能となりました。

事業概要については、取水は表流水を廃止し、今別地区に深井戸を設置し、ポンプで汲み上げ、今別町全体の水源としています。それに伴い以前使用していた取水施設や導水管は全て廃止します。浄水は統合事業前の3地区（今別・二股・大泊）で使用していた緩速ろ過や急速ろ過施設を全て廃止し、今別浄水場の塩素注入設備で滅菌し、飲料水として供給しています。配水は、既存の今別浄水場内の配水池を使用し、統合事業後は町全体への配水が可能となり、引き続き安心・安全な飲料水の安定供給に努めています。

また、公営企業会計への移行については、経営・資産等の正確な経営状況を把握し、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくよう、これまで以上に中長期的な事業運営の効率化と健全化を図るため、令和5年度までの公営企業会計への移行へ向け、令和2年度より固定資産調査を行い、資産台帳の整備を進め、公営企業会計システムを導入し令和6年度から公営企業会計へ移行し運用に取り組んでいます。下水道については未整備なため、生活排水は道路側溝を経由して、河川や海岸に流出しているのが現状です。

町内全域を生活排水区域とし、生活排水施設を整備することを対策の基本としながら、浄化槽を設置していない家庭については、浄化槽の設置を促進します。また、単独浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水処理を進めるため個別の状況を勘案しながら、合併浄化槽への切替えの指導をする必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

- (1) 上水道については、安全で安心できる水の供給、安全な水源の確保、水道施設の計画的な整備・充実に努めます。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆上水道の計画的な整備促進

「今別町簡易水道アセットマネジメント計画（平成27年3月策定）」に基づき、既存施設の整備・更新・撤去を推進します。また、水源の安全確保や災害時の応急対策の整備などに努めます。

## ◆安定した水の供給

簡易水道施設の統合に伴い、区域内の本管路整備と漏水対策等の整備を図り、安定した飲料水の供給に努めます。

## ◆公営企業会計の運用

資産台帳の見直しや収納状況などの経営状態を正確に把握し、事業運営の効率化と健全化を図ります。

(2) 下水道については、引き続き合併浄化槽への切り替えの指導に努めます。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆下水道の整備・充実

地域住民の良好な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のために、合併浄化槽整備事業での整備を推進します。

## (8)公園・緑地・水辺の整備

## 【現状と課題】

公園や緑地は、身近な憩いの場、地域のコミュニティ活動の場、子どもたちが安心して遊べる場であるとともに、災害時には、避難場所となる重要な場所です。

また、潤いと安らぎに満ちた地域を築くことは、町民の願いであり、生活水準の向上による余暇の増大を背景に、生活の中にゆとりを求める傾向が強まっており、今後は、公園や学校、その他の公共施設周辺の緑化を進め、個性的で豊かな地域景観の形成を図ることが必要です。

## 【基本方針と主な施策】

(1) 公園・緑地・水辺の整備にあたっては、町民との協働により、既存施設の適正な維持管理・計画的な整備を進めるとともに、豊かな潤いのある空間を創出し、町民の癒しの場確保に努めます。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆豊かな地域景観の形成

公園や学校、その他の公共施設周辺の緑化を推進し、個性的で豊かな地域景観の形成を図ります。

# 基本計画

## ⑨再生可能エネルギーの利活用

### 【現状と課題】

地球温暖化防止のため、「脱炭素化」に向けた取り組みが加速しています。再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス等）の活用等が求められているほか、農山漁村の活性化と農林漁業の振興にも活用されます。

### 【基本方針と主な施策】

（1）再生可能エネルギー資源の効果的な活用の推進を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆再生可能エネルギーの推進

風力・太陽光・地中熱・バイオマスなどの再生可能エネルギー事業を推進し、地域の産業や生活に利用する取り組みに努めます。



## 第3節 安心して暮らせる安全基盤の充実

### ①消防・防災体制の充実

#### 【現状と課題】

人口減少や高齢化等により、消防・防災に大きな役割を果たす消防団員数が年々減少傾向にあり、団員数確保が課題となっています。また、異常気象とともに頻発する大規模地震や土砂災害などの自然災害は全国各地に被害をもたらしているため、従来の火災中心の対応から総合的な消防・防災対応が求められており、災害対策基本法や国民保護計画に基づき、国・県・関係機関と連携し、緊急事態に迅に対応できる体制を整える必要があります。

本町の消防防災体制は、1市2町1村からなる青森地域広域事務組合による常備消防と今別町消防団による非常備消防により総合的な消防防災・救急活動を行っています。

常備消防は、今別町にその分署が設置されて、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車の配備や火災予防の充実を図るため広報連絡車を配備し、近年の核家族化の進展による独居高齢者の増加や地域環境の変化など災害が多様化・複雑化しており、それらに対応した基盤整備の推進や町民の防災への意識高揚に努めています。

非常備消防（消防団）については、団員の減少や高齢化が進み、その対策が問題となっています。今後は、消防団の活性化をさらに進めるとともに、地区住民との連携や自主防災組織の育成・強化を図り、複雑多様化する社会の防災・災害に対応する消防設備の充実と高齢化が進む状況においても継続可能な救急体制の整備・強化が求められています。

また、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていることから、消防団員の処遇改善に向けた取り組みを行う必要があります。

救急業務は、青森地域広域事務組合が急病人、交通事故などの救急医療のための搬送業務を行っていますが、高度救急医療を受けるためには、本町が遠隔地にあるという地理的条件、また、高齢化などの社会構造の変化による救急需要の増加から、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、救急業務の高度化に向けて、救急救命士の要請・確保に努めていく必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

##### (1) 町民の生命と財産を守るために、消防施設の整備充実を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆消防施設の整備

防火水槽、消火栓などの消防水利の整備等を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図ります。また、今別町の消防屯所は耐用年数を超えた建物が多く老朽化しているため、更新または修繕を計画的に進め、団員数減少に伴う消防団組織の再編も踏まえた効率的な施設の建替えを進める必要があります。

# 基本計画

(2) 消防団や自主防災組織の充実を図り、人員の確保・体制整備を推進します。また、必要な知識・技能の習得のため、訓練や講習会などを実施し団員の育成・強化を図ります。

## ＜主な施策＞

### ◆消防体制の充実

有事に際し迅速な対応が取れるよう、消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得及び訓練や講習などを実施し、人材の育成を図ります。

(3) 社会の変化に合わせた防災計画の策定に努めます。

## ＜主な施策＞

### ◆防災組織体制の強化

災害の発生時に、行政機関や関係団体、地域住民が一体となり、「今別町地域防災計画」に沿った迅速で適切な対応ができる体制の整備を図ります。

### ◆防災計画等の充実

社会の変化に合わせて「今別町防災計画」、「ハザードマップ」の見直し及び掲載情報の周知を図り、非常用食料等の緊急避難対策備品を備蓄する倉庫を整備し、備蓄用品の充実を図るほか、自主防災組織と連携を密にし、計画的に各避難所等に備蓄する体制を構築します。また、災害が多発化及び激甚化しているため「個別避難計画」を作成し、避難行動要支援者の支援体制構築が急務となっています。

### ◆防災拠点

北海道新幹線の災害時や台風、地震等発生時の避難場所として、道の駅、いまべつ総合体育館が指定されているほか、避難物資を備蓄していることから、道の駅及びいまべつ総合体育館のエリアを防災拠点として防災機能の充実を図ります。

### ◆緊急避難場所

津波浸水想定区域に基づき町村が指定する地区において、津波の危険から緊急に避難するため高台や津波避難タワーなどを整備し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者の安全な避難場所の確保を図ります。

## ②防犯対策の充実

### 【現状と課題】

近年は、全国で架空請求や児童連れ去り事件など高齢者や児童・生徒などの弱者を狙った犯罪が多発しています。町民生活を脅かすこれらの犯罪防止のため、地域が一体となった防犯体制を確立する必要があります。

本町では、防犯関係機関・団体と連携した防犯灯などの設置による防犯環境の整備や、防犯協会などの防犯関係団体の組織の充実、水産資源の密漁対策等安心・安全な地域コミュニティづくりを進めるとともに、町民の防犯意識の高揚を図ってきました。

今後は、防犯関係機関・団体との連携、防犯意識の高揚、地域コミュニティづくりなどの従来の取り組みをはじめ、地域の安全を地域で守るための町民と一緒に防犯活動をより一層推進していく必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 町民を犯罪から守るために、防犯関係機関・団体との連携により、町民の防犯意識の高揚に努め、地域ぐるみの自主的な地域安全活動を推進するとともに、防犯環境の整備・充実に努めます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆防犯意識の高揚

防犯関係機関との連携により、防犯活動の紹介や犯罪状況の広報等により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

##### ◆自主防犯組織の育成・支援

防犯協会への支援により、地域住民による自主的な地域防犯活動を強化・促進します。

##### ◆防犯施設の整備

地域住民のニーズ把握による集落周辺の防犯灯等を整備し、夜間の安全確保を図ります。

# 基本計画

## ③交通安全の推進

### 【現状と課題】

都市部に比べ公共交通機関の運行本数が少ないことから、町民の日常の移動手段は自動車への依存度が高くなっていますが、全国的に高齢者に係る交通事故が年々増加傾向にあることから、事故防止に向けた地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図る必要があります。

本町では、通勤エリアの拡大に伴い、幹線道路や住民の生活道路などの整備を行い、車両の混雑解消や歩行者の安全確保など町民の利便性向上に取り組むとともに、今別町交通安全対策協議会を中心に、全町あげての交通安全運動の展開や、町民の自主的な活動を支援し、安全で住みよい地域社会の実現に向け取り組んできました。

今後は、サーモンの養殖事業の拡大等により、さらに交通量の増大が予測されることから、町民と一緒にした交通安全運動をより一層推進するとともに、交通安全施設等の検討・整備が必要です。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 町民の交通安全確保のため、関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を行うことにより、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆交通安全運動の推進

関係機関・団体と連携し、町民と一緒にした交通安全運動の推進を強化するとともに、児童・高齢者を対象とした交通安全教育を推進します。

##### ◆交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通環境を確保するために、道路標識・カーブミラー等の整備を促進します。

## 第4章 だれもが生き活き暮らせる健康と長寿のまちづくり

### 第1節 健康に暮らせる保健・医療・福祉・介護の充実

#### ①保健・医療体制の充実

##### 【現状と課題】

高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化や町民の保健・医療に求める内容の多様化など、保健・医療・福祉・介護を取り巻く環境は変化しています。

また、町民の健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導などを通して、生活習慣病の予防や高齢者の生活機能低下の予防をはじめとする総合的な保健事業を実施し、いつまでも健康でいられるための健康寿命を延伸させる取り組みが求められます。

本町では、町民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、町民一人ひとりの主体的な取り組みを支援するだけではなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう、「第3次今別町保健計画（令和7年3月策定）」に基づき事業の効率的な実施を図っています。

本町の医療施設は今別町国民健康保険今別診療所、一般開業医1ヶ所、歯科医院1ヶ所があります。診療所の役割は、病気の初期治療や定期的治療、また在宅患者の治療を主とし、重く複雑な病気の患者の治療や高度医療機器を使用した診断・治療が必要な時は専門性の高い医療機関への橋渡しをする窓口としての役割を担います。

高齢者の割合が高い本町では、通院が困難である町民が増加しています。受診のための手段は、町内の巡回バスやその他福祉移送サービスが利用されている状況ですが、安心在宅医療（訪問診療）事業のもと、訪問診療の利用の増加を図り、町民が安心して生活できる療養環境の充実を目指します。

限りある医療資源を有効に活用するために、町民のニーズに応じた医療機関の役割分担や医療と介護の連携を強化し、青森圏域連携中枢都市圏の枠組みによる広域医療連携を模索しながら、より効率的・効果的な医療体制を構築する必要があります。

少子化等に伴い子育て環境が変化するなかで、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、医療や福祉、教育等の諸施策の地域連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。また、一定の質の母子保健サービスを提供するためには、地域間での健康格差の解消や、疾病や経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められています。

本町は死亡者数が出生者数を上回り、自然減に拍車がかかっています。そのため、子どもを安心して健やかに産み育てられる環境の充実と、町民一人ひとりの健康づくりに向けた生活習慣の改善、医療体制の充実が重要です。

# 基本計画

## 【基本方針と主な施策】

- (1) 保健・医療・福祉・介護が連携し、町民一人ひとりの立場に立ったその人らしい生活ができるよう支援に努めます。
- (2) すべての町民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるよう、町民の健康意識の向上や正しい知識の普及と自主的な健康づくりを促進します。

## <主な施策>

### ◆健康増進の推進

各種健（検）診を受けやすい環境を整備し、健（検）診の受診勧奨とともに生活習慣の見直しなど個々の健康づくりに向けた支援に努めます。また、町民が主体となって取り組む健康づくりに対しての支援については、様々な関係機関と連携を図りながら積極的に支援していきます。

### ◆精神保健の推進

精神保健福祉に関する正しい知識の普及や社会復帰のための支援の充実に努めます。また、「今別町第2期自殺対策計画（令和6年3月策定）」に基づき、保健所をはじめ関係機関、団体等とのネットワークをより強化し、庁内全体で総合的な自殺対策を推進します。

### ◆感染症対策

結核や肝炎、新型インフルエンザなど様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染拡大防止対策の充実に努めるとともに、発生時には保健所等の関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

- (3) 安心して子どもを産み育てられる母子保健体制の整備、健康づくり等の充実に努めます。

## <主な施策>

### ◆母子保健の推進

安心・安全な妊娠・出産・子育てのための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実を図ります。また、子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実を図ります。

- (4) 保健・医療の環境整備と体制強化を図ります。

## <主な施策>

### ◆最適な医療の推進

町民のニーズに沿った医療を提供します。また効率的な医療提供のために、医療機関の機能分担および連携を図ります。

### ◆医療提供体制の整備・確保

デジタル技術を活用した遠隔診療ができる体制の導入を検討し、併せて訪問診療を行

い住み慣れた地域で安心して医療が受けられる環境づくりと療養生活の質の向上を図ります。

#### ◆広域による適切な医療提供体制の検討

青森圏域連携中枢都市圏を構成する他市町村と連携しながら広域医療提供体制の構築を図ります。

## ②地域福祉の充実

### 【現状と課題】

少子高齢化、核家族化により地域社会が大きく変化し、家族だけで介護や育児を行うことが難しくなってきているとともに、地域社会における「つながり」が薄れています。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けるためには、地域のつながりを深め、支え合い、助け合える地域をつくっていく必要があります。

高齢者や障がい者の生活支援だけでなく、虐待やDV、生活困窮等新たな課題が生まれています。行政による支援だけではなく身近な地域においても対応していくことが求められます。また東日本大震災以降、地域における防災力の強化は大きな課題となっており、災害時の要援護者を守るための地域内での仕組みづくりが求められています。

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保育、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

本町においても、高齢者や障がい者、子育て家庭等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進む中、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取組むことなど、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 行政は、町民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。町民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

### ＜主な施策＞

#### ◆地域福祉の強化

地域福祉の意識を育てるため、地域福祉の理念や地域福祉活動の重要性についての意識高揚・啓発を図ります。

#### ◆地域コミュニティの充実

地域のコミュニティの中心的な団体等への啓発の充実を図ります。

# 基本計画

◆生活困窮者の支援

生活困窮者が適切な支援を受けられるよう、自立支援相談窓口など関係機関と連携を図り、自立支援対策を充実させます。

◆相談体制の充実

高齢者、障がい者等支援を必要とする町民の権利や財産を守るために、中核機関において成年後見制度とその利用方法等の周知、相談業務の充実を図ります。

◆虐待防止の体制づくり

誰もが安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や地域組織などと連携して高齢者、子ども、障がい者に対する虐待防止、早期発見、再発防止などに努めます。

◆地域ネットワークの構築

中核機関において、町民・地域とともに弁護士会、司法書士会、社会福祉士会や家庭裁判所、事業者などが連携・協力し、地域ネットワークを構築します。

◆権利擁護支援の推進

権利擁護の普及を進めるとともに成年後見人制度の利用を促進することで、地域における権利擁護体制（広報機能、講演会・研修会、二次相談窓口の設置、市民後見人養成研修等）の充実を図るため、東地域（平内町・蓬田村・外ヶ浜町・今別町）が共同で権利擁護支援センター事業を実施します。

(2) 住み慣れた地域で、すべての町民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取組みが不可欠です。このため、地域福祉の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組みを進めます。

**<主な施策>**

◆地域ネットワークの構築

みんなで支え合う地域を作るため、地域における支え合いのネットワーク化と活動主体への支援を行います。

◆担手の育成

地域の助け合い・支え合いの活動に参加する担い手を発掘するとともに、地域福祉活動を充実させるため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手やボランティア活動団体の育成・支援を行います。

◆災害時の支援

災害時における要支援者の把握に努め、支援体制を構築します。災害時に地域で支え合いができるように意識啓発や訓練を行います。

◆地域で支え合う体制づくり

地域で安心して生活し続け、安心して老後を迎えるよう、地域内の助け合い活動を支援し、「地域のことは地域で地域のやりたいように」活動できる「地域共生社会」の体制づくりを行います。

### ◆地域交流の促進

地域におけるつながりをつくるため、子ども、高齢者、障がい者や世代を超えた地域住民の交流や憩いの場の提供を促進します。

## ③高齢者の健康づくりと福祉の充実

### 【現状と課題】

本町の住民基本台帳人口（各年の3月31日時点）によると、令和6年における65歳以上の老齢人口は1,277人で、高齢化率が59.0%で約6割が65歳以上になっており、平成17年度より20年連続県内一高い高齢化率となっています。2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代がすべて高齢者となり、高齢化が一層上昇することから、制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止し、維持するために体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者世帯の増加への対応、介護人材の確保等も大切な課題となっています。

今後、高齢者が安心して生活していくためには、自助・共助・公助をつなぎ合わせ地域全体で支え合っていくことが必要であり、高齢者を総合的に支援する体制・仕組みづくりを整備するとともに、地域住民が支え合う仕組みを構築していくことが求められます。

本町においても「第2期今別町地域福祉計画（令和2年3月策定）」や「今別町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年3月策定）」に基づき地域で暮らす高齢者の自立を支援し、要介護状態になども住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの体制づくりを推進していく必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

#### （1）高齢者自ら健康管理の意識を高め、健康を維持・増進する場や機会の提供を図ります。

##### ＜主な施策＞

### ◆高齢者の保健事業と介護予防の充実

高齢者に対し、自立した生活が送れるよう、健診や受診歴などの情報を踏まえた生活習慣病予防への取組や、フレイル予防対策などの健康づくり事業の充実を図ります。

### ◆地域交流の場の充実

地域の交流の場となる高齢者サロンや老人クラブの活動支援と参加を促すための周知に努めます。

### ◆通いの場の支援

各地区の集会所等を介護予防の拠点とする「通いの場」の周知を図り、高齢者の健康づくり・仲間づくりのための活動支援に努めます。

# 基本計画

(2) 高齢者一人ひとりが生きがいを持って暮らすことができるよう、社会参加の促進を図ります。

## <主な施策>

### ◆高齢者の自立支援

高齢者自らの健康づくり活動や生きがいづくりを側面的に支援し、健康管理意識の高揚を図るとともに、心身ともに健康で自立した生活が送れるように支援します。

### ◆高齢者の活動支援

元気な高齢者の力を活用して、高齢者の見守りや生活支援を行う仕組みづくりを推進します。

(3) 地域全体で支え合う体制を整備し、必要な介護サービスが提供され、介護や支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように保健・医療・福祉・介護の関係機関が連携し支援体制を推進します。

## <主な施策>

### ◆地域包括ケアシステムの構築

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを、地域や各関係機関と連携し構築します。

### ◆在宅福祉サービスの充実

在宅で生活する高齢者や家族介護者を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。

### ◆関係機関の連携強化

適切なサービスを提供するとともに介護サービスの質を向上させるために、関係機関の連携強化を図り、情報提供に努めます。

### ◆介護保険事業の適正化

介護保険事業を円滑、適正に運営するために、ケアプランの点検などの介護給付の適正化などを図ります。

### ◆認知症に対する周知啓発

認知症に対する町民の理解を深めるため、認知症について周知を図ります。

### ◆ネットワークの構築

認知症高齢者を地域で見守り支援する認知症サポーターを養成するとともに認知症サポーターを活用した地域全体の見守り体制を整備します。また、徘徊者の早期発見のため、東青地域・警察・消防との広域のネットワークを構築します。

### ◆家族介護者の支援

家族介護者の心身の負担を軽減するため、認知症カフェの内容の充実など家族介護者支援に努めます。

### ◆相談支援の充実

認知症に早期に対応するため、相談支援体制の充実に努めます。

## ④障がい者（児）福祉の充実

### 【現状と課題】

本町では、平成3年に精神障がい者家族会立の「かもめ共同作業所」が開設され、現在は、今別町社会福祉協議会に委託し、地域活動支援センターとして運営されています。

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者に対する町民の正しい理解を深めることが不可欠であり、障がいがあってもその人らしい生き方ができる地域社会の構築が必要です。

そのためには、保健・医療・福祉の充実と生活全体にわたって、障がい者とともに生きるまちづくり、生きがいを持って社会参加できるような環境づくりに努めていくことが必要です。

### 【基本方針と主な施策】

**(1) 障がい者のニーズに応じた障がい者福祉の実現を推進する体制づくりや環境整備を実施し、障がい者の社会参加・自立を支援します。**

#### ＜主な施策＞

##### ◆福祉連携の推進

総合的・包括的な障がい者支援が実施できるように、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化を図ります。また、ボランティア活動団体などとの連携を図り、福祉ネットワークの構築を推進します。

##### ◆社会参加機会の拡大

障がい者の文化・スポーツ活動などの参加機会を提供するとともに、参加しやすい環境整備を図ります。

**(2) 障がい者（児）の心身の特性や重症度に応じたサービスが受けられるように、サービス基盤の充実を図ります。**

#### ＜主な施策＞

##### ◆障がい者福祉の充実

障がい者のニーズにあったサービスが提供されるよう、「今別町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年3月策定）」に基づき障がい者福祉サービス基盤の整備を図ります。また、地域住民とのふれあいを大切にした福祉サービスの充実を目指し、ボランティア活動等を支援します。

# 基本計画

(3) 障がい者（児）や家族の相談に応じ総合的に支援を行う体制を整備します。

## ＜主な施策＞

### ◆相談支援活動の充実

障がい者福祉サービス等の適切な利用を支える相談体制を強化し、関係機関との連携を図ります。

## ⑤社会保障制度の充実

### 【現状と課題】

国民健康保険は、助け合い精神を基本とした、疾病や負傷などに対する保険給付を行う医療保険として重要な役割を果たしています。

本町では、被保険者数・世帯数も年々減少傾向になっています。「今別町第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年3月策定）」に基づき、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康保持増進、生活習慣病の発症や重症化予防等の保健事業の推進により医療費を抑制し、健全な運営に努める必要があります。

国民年金は、老後の生活を保障するための制度で、町民の生活に欠かす事がないものであるとともに、病気やケガで障害になったときや生計の中心となる人が死亡したときなどに必要な給付を行う事によって、町民の生活の安定を図ることを目的にしています。

地方分権一括法の施行により、町が行う国民年金事務が、機関委任事務から法定受託事務へと見直しがされ、保険料徴収については国が直接収納することなど事務分掌が変更になりましたが、引き続き国との連携を図りながら相談業務を充実するとともに、無年金者・未加入者の防止を図り、制度の周知や啓発を行っていく必要があります。

また、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加する中で、相談の増加、生活保護へ移行する世帯が増えています。被保護世帯が自らの力で自立した生活が送れるよう、県と連携しながら相談や指導・援助を行っていく必要があります。

### 【基本方針と主な施策】

(1) 国民健康保険制度等の適正な運営に努めます。

## ＜主な施策＞

### ◆保健事業の推進

生活習慣病予防教室等の健康教室を開催し、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持つよう、健康意識の向上を図ります。

### ◆医療費適正化の推進

レセプトの点検や医療費通知、ジェネリック医薬品の推奨などにより、医療費の適正化を推進します。

### ◆健全運営の確保

適正な保険税賦課及び納付意識の高揚を図り、収納率の向上に努めます。

◆普及・啓発活動の推進

広報やパンフレットなどによる制度の普及、啓発を推進します。

◆特定健診受診率の向上

特定健診未受診者に対して、個別受診勧奨を行い、健診受診につなげます。

(2) 国民年金制度の周知と加入の促進や納付意識の啓発に努め、町民の生活の安定を図ります。

<主な施策>

◆国民年金制度の周知

相談業務の充実や広報などを通じて、制度の周知とPRに努めます。

(3) 被保護世帯については、県福祉事務所等と連携を強化し、町民が自立できるよう支援と援助を推進します。

<主な施策>

◆被保護世帯への定期訪問・相談の推進

県と連携し、訪問・相談等を推進し、被保護世帯の生活状況、世帯が抱える問題等の把握に努め、自立や更生の支援を図ります。



# 基本計画

## 第2節 | 結婚、子育て支援の充実

### ①子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

核家族化や共稼ぎ世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより出生率の低下が続いていること、これに伴う少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の鈍化や地域社会の活力の低下、社会保障費の増大、さらには子どもの健全な成長に影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

本町では、町内に認定こども園が1施設あり、安心して子育てできる環境づくりや子どもの健全育成に努めています。

今後も「今別町第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月策定）」に基づき、子育て支援の体制づくりや子どもたちが安全に暮らすための環境整備に努める必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立支援に取り組みます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆保育ニーズへの対応

子育て支援サービスの提供や、今後も潜在的ニーズを把握した上で、提供量の確保、定員の弾力化に対応できるよう、サービスの充実に努めます。

(2) 子育て支援や保育サービスなどの情報を効率的・効果的に提供するため、地域における子育て相談・情報提供体制の充実に努めます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆子育て世帯への支援の充実

子どもたちの健やかな成長を促すため、子どもの医療費助成や保育料の無償化、副食費の無償化等の子育て世帯への経済的支援を継続して実施するとともに、妊産婦健診、保育の充実など子育てしやすい環境づくりを促進します。

(3) 核家族や共稼ぎ家庭の子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆相談支援体制の整備

こども家庭センターを設置し、妊産婦や子ども、子育て世帯の状況を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をし、切れ目のない支援を提供します。

(4) 児童虐待防止のため、見守り体制の整備と子育て相談の充実を図ります。

#### ＜主な施策＞

##### ◆見守り体制の整備

町・こども園・学校・教育委員会・児童相談所などの関係機関が連携・協力しながら、児童虐待の防止に努め、全ての子どもに対し支援の切れ目なく、きめ細やかな対応ができる体制づくりを推進します。

## ②結婚支援の充実

#### 【現状と課題】

このまま若者の未婚率が高水準で推移すると相関して子どもの数や出生率が減少し、町の持続可能性の大きな阻害要因となります。

今後は若年層が結婚の希望を叶え町内に定着するよう、出会いの場の創出や結婚支援を充実させる必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 独身の若年層の結婚の希望を叶える結婚支援に取り組みます。

#### ＜主な施策＞

##### ◆婚活事業の実施

若年層の出会いの場を創出し結婚の希望を叶える婚活事業を実施します。



## 第5章 効率的で健全な行財政づくり

## 第1節 | 効率的な行財政運営と広域行政の推進

## ①行政改革の推進

## 【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や不安定な国際情勢等からなるインフレ・物価上昇による支出の増加や、人口減少・少子高齢化に伴う税収の減少、社会保障費の増加等厳しい経済環境の中、簡素で効率的かつ持続可能な行政システムの構築が必要とされています。

本町の行政機構は、4課1室及び議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会の各事務局からなっています。

令和4年度策定の定員適正化計画では、令和8年度までの5年間において、定年退職の補充抑制、職員の適正配置、計画的職員の採用及び事務・事業の見直しにより9人削減する計画により54人としており、令和6年4月1日現在では62人で、計画より多い状況です。これは令和5年度から実施された定年延長により、職員数の減少が少なくなったためです。

職員構成は、前回の計画時と同様に中間層の職員が極めて少ないため、今後も社会人枠を設け採用する、適正な組織構成、効率的な定員の管理を図ります。

また、社会経済の急激な変化、町民ニーズの多様化や、全国的に業務システムのクラウド化が進められている中で、本町でも基幹系システムのクラウド化を進めていくことが必要となります。

今後は、厳しい財政状況を十分に考慮しながら、急激に進展する社会情勢に対し十分に創造性を発揮し、事務・事業の高度化、複雑化に対応できるよう自治体DXの対応による業務システムの効率化、職員の養成研修や効率的な行政組織・機構の構築に努めていく必要があります。

## 【基本方針と主な施策】

(1) 計画的な行政運営を進めるとともに、行政評価の仕組みづくりと改善を図りながら、成果の高い事業実施に努めます。

## &lt;主な施策&gt;

## ◆効率的な行政運営の推進

事務事業の必要性や効果などを評価する行政評価システムに積極的に取り組むとともに、町民との協働や町民の視点に立った行政改革の推進に努めます。

## (2) 行政運営の中心となる職員の資質の向上を図るとともに、町民の期待に応えられる柔軟で効率的な行政運営体制を確立します。

### <主な施策>

#### ◆柔軟な組織管理

組織機構の簡素化や効率化を図るため、時代や町民ニーズに合った柔軟な行政機構・執行体制の確立に努めるとともに、職員定数の適正な管理を推進します。

#### ◆職員資質の向上

一般研修・特別研修・派遣研修をはじめとする諸研修の実施・派遣により、職員の能力開発を図ります。

#### ◆人事・給与事務の適正な執行

行政課題や需要の変化に対応した組織機構の見直しを行い、より効果的で適正な組織機構と人員体制の確保を図ります。

## (3) 自治体DXへの対応により、事務・事業の効率化や町民サービスの向上に努めます。

### <主な施策>

#### ◆町民サービスの向上

デジタル技術の活用により行政手続きや業務の効率化を進めることで、町民向けのサービスをオンライン化することにより申請手続や情報提供を24時間利用可能とすることで利便性の向上を図り、かつ職員の事務負担を軽減し行政サービスの更なる向上を図ります。

## ②財政運営の健全化

### 【現状と課題】

本町の財政状況は、財政力指数は0.210（令和5年度）と財政力が弱く、厳しい財政運営となっており、自主財源が乏しい本町においては、地方交付税や補助金等に依存する財政構造で、特に地方交付税は、歳入割合の約43%で依存度は高い推移となっています。このため、他団体と比較して、高齢者比率の高い本町は、税収以外の自主財源を生み出すための施策を講じていく必要があります。

財政健全化指標の実質公債費比率、将来負担比率は、第5次後期計画期間中に行った小学校移転に伴う校舎改修及び学校給食センターの新築工事といった大規模な事業の施工の他、第5次総合計画に計上していたが、財政状況を鑑みて見送った中学校体育館の改修事業も未着手であることから、今後大幅に上昇する見込みとなっています。また、役場庁舎を含む公共施設の老朽化が進んでいる事を踏まえ、耐震化と併せた大規模改修工事、解体も視野に入れ、これまで以上に計画的な資金配分をしなければなりません。

今後は、人口減少により主な財源である地方交付税の減少が見込まれ、財政運営が厳しさを増すなか、多様化する住民ニーズを的確に把握し、事務事業の成果や優先順位を検証し、類似事務事業の整理統合、必要性や効果の低い事業の廃止などの見直しを図り、さらに緊急

# 基本計画

性・重要性・費用対効果について精査し、限りある財源を慎重に活用し、自主財源の確保に努めるとともに、補助金の見直しや経費の節減等の歳出の抑制を図り、効率的な政策を実施するための財源確保に努める必要があります。

## 【基本方針と主な施策】

(1) 歳出経費の徹底的な見直しを行うとともに、町税等の歳入の確保を図り、財政の健全化を推進します。

### <主な施策>

#### ◆税収の確保と収納率の向上

町税の適正・公平な課税と収納率向上のために、府内関係各課による定期的な情報交換や、関係機関と連携した地方税徴収対策を図ります。

#### ◆使用料・手数料の適正化

使用料・手数料については、3年に1度の定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

#### ◆計画的な財政運営の推進

中期的な財政計画の策定にあたっては、「今別町第6次総合計画」、「地方版総合戦略」、「今別町過疎地域持続的発展計画」との整合性を図りながら、財源の有効配分に努めます。

#### ◆健全な公営企業経営の推進

的確な経営分析に基づく経営基盤強化を図り、公営企業の健全性確保に努めます。

(2) 国・県の支援事業や過疎対策事業債をはじめとする過疎地域持続的発展のための各種特例措置の優先的な活用と、地方交付税の有効活用に努め、財源の合理的・効率的・計画的な運用を図ります。

### <主な施策>

#### ◆国・県支援事業の活用

主要事業の実施にあたっては、費用対効果を十分検討し、できる限り国・県の支援事業を活用します。

#### ◆過疎対策事業債等の有効活用

町債については、有効な財政措置を受けられる過疎対策事業債の有効活用と、将来の公債費負担を十分考慮し、適正な公債運用を図ります。

#### ◆経常経費の削減

施設管理費の抑制や経費削減合理化等、徹底した経費削減を図ります。

### ③広域行政の推進

#### 【現状と課題】

町の広域行政については、昭和45年度に青森市及び東津軽郡3町3村を構成市町村として国から市町村圏の指定を受け、昭和46年に、地域住民の生活向上と圏域の一体的発展を図ることを目的に「青森地域広域市町村圏計画」を策定しました。

以来、社会経済情勢の変化に対応し、昭和56年、昭和61年、平成2年と4次にわたる改定を行い、「ふるさと市町村圏」のモデル圏域に選定されたことから「青森地域ふるさと市町村圏計画基本構想」並びに「同前期基本計画」が策定されました。

また、令和元年に「青森圏域連携中枢都市圏」形成に係る連携協約が締結され、「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」が策定されました。圏域内の住民生活や経済活動等、様々な面において結びつきが強まってきており、これまでの農業振興、観光振興等において、各市町村で連携して取り組みを行ってきたところです。

本町の果たす役割として、圏域北部における農林水産物の供給基地として、また、恵まれた自然を活かした広域観光ネットワーク基地としての役割を果たすことが期待されています。今後は、本町における人口減少抑制を目指し、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進するための積極的な広域行政連携を強化する必要があります。

#### 【基本方針と主な施策】

(1) 青森圏域連携中枢都市圏の形成、青森地域広域事務組合等との連係強化に努めるとともに、人口減少、少子高齢化の抑制のための移住・定住促進を図ります。

#### <主な施策>

##### ◆青森地域広域圏の発展強化

青森地域広域事務組合等の既存広域組織の連携をさらに強化するとともに、人口減少の抑制や町民ニーズの動向を見極めながら、新たな連携・協力体制の整備に努めます。

##### ◆青森圏域連携中枢都市圏の形成

圏域が目指す将来像とその実現に向け構成市町村が連携して進める具体的な事業に取り組みます。



i m a b e t s u t o w n

## 第4編 地方創生への 取り組み

- 第1章 はじめに
- 第2章 上位・関連計画等
- 第3章 第2期戦略の検証
- 第4章 本戦略の方向性
- 第5章 基本目標
- 第6章 具体的な施策



# 地方創生への取り組み

## ～第3期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略～

### 第1章 はじめに

#### 1 策定の趣旨

今別町（以下、「本町」という。）では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本町の「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策、客観的指標等をまとめた「第1期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第1期戦略」という。）」を平成27年11月に、「第2期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期戦略」という。）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に策定（令和4年1月一部改正）し、それぞれその実現に努めてきました。

今般、上記第2期戦略の計画期間が満了することから、その後継計画として「第3期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「本戦略」という。）」を策定するものです。

なお、第2期戦略の計画期間中に、国においては令和5年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上を図っていくこととしており、地方においても国の総合戦略を勘案してデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、「地方版総合戦略」を策定するよう努めなければならないこととされています。

また、青森県では令和6年3月に「あおもり創生総合戦略」を策定し、一人でも多くの若者の県内定着・還流、出生数の増加、死亡者数の減少に向けて、社会減、自然減対策を推進するとともに、人口減少や人口構造の変化に対応していくため、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を地域ビジョンに据えて、「所得向上と経済成長につながる魅力ある多様なしごとづくり」「子どもの健やかな成長、県民一人ひとりの健康づくり」「持続可能な地域づくり」の3つの政策分野を設定し、それぞれ施策を位置づけています。

本戦略においては、第2期戦略での施策の成果や課題を踏まえつつ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や県の「あおもり創生総合戦略」を勘案しながら、新しい地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）の実現に向けた施策の体系化を図ることとします。

#### 2 計画期間

本戦略の計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

**計画期間：令和7年度から令和11年度**

## 第2章 上位・関連計画等

### 1 国の動向～デジタル田園都市国家構想総合戦略～

地方を中心に、人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しています。

国は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定、令和5年12月26日改訂）を策定しました。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標（KPI）を併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容を示すもので、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速しようとするものです。

そして、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上を図るため、これらを実現する上で重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、それぞれの取組を推進するとしています。

#### ■国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」の施策の方向

##### 総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- ▶ 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ▶ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ▶ これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

##### 施策の方向

###### 地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
  - ・中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等
- ② 人の流れをつくる
  - ・移住の推進、同居人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
  - ・結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ 魅力的な地域をつくる
  - ・地域生活圈、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等

###### 国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
  - ・デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② デジタル人材の育成・確保
  - ・デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関におけるデジタル人材の育成等
- ③ 誰一人取り残されないための取組
  - ・デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

※「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版) 概要版」より

# 地方創生への取り組み

## 2 県の動向 ～あおもり創生総合戦略～

青森県では、平成27年8月に「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を、令和2年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、地方創生の取組を推進してきました。

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたこと及び令和5年12月に「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定したことに伴い、デジタルの力も活用しながら、本県の人口減少対策の取組を一層強化していくため、「あおもり創生総合戦略」（計画期間：令和6～令和10年度）を1年前倒しで令和6年3月に策定しました。

同戦略では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」において掲げる県の2040年のめざす姿「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を地域ビジョン（地域がめざす理想像）としています。

本県が人口減少に対応していくためには、社会減、自然減対策により、人口減少のスピードをできるだけ緩和していくことに加え、人口減少や人口構造の変化を踏まえた持続可能な地域づくりを進める必要があることから、以下の3つの政策分野及びそれに係る政策パッケージを設定しています。

**政策分野1  
所得向上と経済成長につながる魅力ある多様なしごとづくり**

- (1) 豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現
- (2) 地域経済の成長を支える県内産業の競争力強化
- (3) 若者を惹きつけるしごとづくり
- (4) 産業を支えるDXの推進
- (5) 再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進
- (6) 国内外とつながる観光の推進
- (7) 輸出・海外ビジネスの拡大と物流の確保
- (8) 産業・交流を支える交通ネットワークづくり

**政策分野2  
子どもの健やかな成長、県民一人ひとりの健康づくり**

- (1) 希望と喜びを持って子育てできる環境づくり
- (2) あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革
- (3) 県民一人ひとりの健康づくりの推進
- (4) がんの克服をめざす体制づくり
- (5) 持続可能な地域医療サービスの整備
- (6) 高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会の実現

**政策分野3  
持続可能な地域づくり**

- (1) 元気な地域づくり・人づくり
- (2) 安心で快適な生活基盤づくり
- (3) 文化・スポーツの振興
- (4) 国際交流の推進
- (5) むらしを支える交通ネットワークづくり
- (6) 安全・安心な県土づくりを推進する社会基盤の整備
- (7) むらしを支える社会基盤の整備
- (8) 防災・減災の推進や危機管理機能の向上

## 第3章 第2期戦略の検証

### 1 第2期戦略のまちづくり理念と施策体系

第2期戦略（計画期間：令和2年度～令和6年度）では、町の将来像を第1期戦略から継続し「みんな活き活き 健康長寿奥津軽いまべつタウン」とし、3つのまちづくり理念を設定しました。

#### 【町の将来像】

「みんな活き活き 健康長寿奥津軽いまべつタウン」

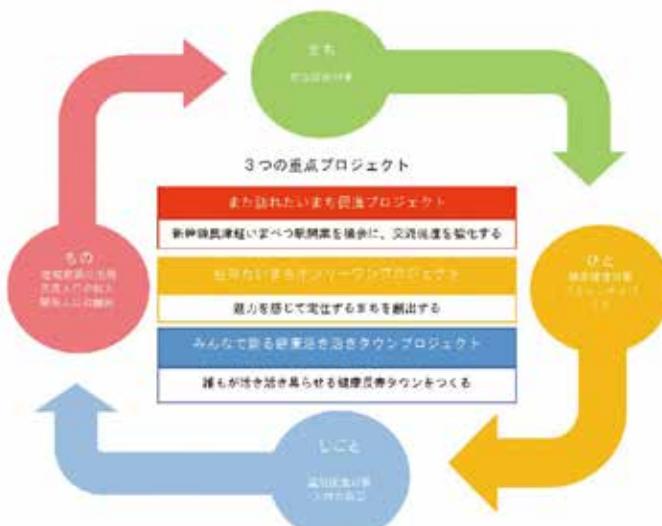
#### 【まちづくり理念】

- (1) 「地域資源を活かし、交流促進でにぎわいを創出するまち」
- (2) 「産業を振興し、将来を担うひとを育み、安心して暮らせるまち」
- (3) 「みんな活き活き、お年寄りと子どもにやさしいまち」

本町の人口減少抑制に向け、「まち」、「ひと」、「しごと」、「もの」の各分野について、8つの施策の柱（「定住促進対策」、「健康維持対策」、「子育て支援対策」、「雇用対策・地域資源活用」、「交流人口の拡大」、「関係人口の創出」、「人材の育活」、「コミュニティづくり」）を設定し、その実現に向け、第1期戦略から継続して3つの重点プロジェクト「また訪れたいまち促進プロジェクト」、「住みたいまちオンラインプロジェクト」、「みんなで創る健康活き活きタウンプロジェクト」に取り組みました。

重点プロジェクトごとの施策体系は次頁のとおりです。

#### ■第2期戦略における重点プロジェクトと戦略分野の関係



# 地方創生への取り組み

■第2期戦略の施策体系表

重点プロジェクト	施策区分	具体的な施策とその他関連する施策
1.「また訪れたいまち促進プロジェクト」 (社会減対策)  基本目標 新幹線奥津軽いまべつ駅開業を機会に交流促進を強化する。	具体的な施策	1-1 海峡の家利用促進事業 1-2 小中学校宿泊交流促進事業 1-3 文化スポーツ交流促進事業 1-4 おもてなし応援隊事業
		1-5 奥津軽いまべつ駅P R事業 1-6 四季を通じたイベント開催事業 1-7 道南自治体等交流拡充事業 1-8 グリーン・ブルー・ツーリズム促進事業 1-9 園地等施設整備事業
		2-1 新幹線等通勤・通学支援事業 2-2 住環境整備事業 2-3 お試し住居体験住宅整備事業 2-4 お試し住居体験事業 2-5 一次産業環境整備推進事業
		2-6 福祉生活支援事業 2-7 新規就農者サポート事業 2-8 ビジネス交流拠点運営事業 2-9 いまべつ牛販売促進連絡協議会事業 2-10 漁業種苗放流事業 2-11 街なか商店街賑わい創出事業 2-12 地場産品消費拡大事業 2-13 地場産品等販売所支援対策事業 2-14 地場産品商品力強化事業 2-15 町アドバイザー設置事業 2-16 同窓会等開催支援事業 2-17 今別産サーモン販売促進事業 2-18 地域農業担い手支援対策事業 2-19 安全安心な地域食材生産促進事業 2-20 山林管理・林業支援事業 2-21 地域水産業高度化・担い手支援対策事業 2-22 水産資源高付加価値化推進事業 2-23 藻場造成事業 2-24 内水面漁業環境整備事業 2-25 信用保証料支援事業 2-26 企業誘致・立地促進事業 2-27 キャリア育成・雇用環境改善事業 2-28 関係人口と住民による地域共創事業 2-29 分散型エネルギーインフラ推進事業 2-30 デジタル化推進事業
	その他関連する施策	3-1 出逢い交流事業 3-2 多世代交流イベント事業 3-3 通いの場創出事業 3-4 住民健康受診促進事業 3-5 あんしん在宅医療(訪問診療)事業
		3-6 子育て世帯応援事業 3-7 住民見守り基盤強化事業 3-8 頭の健康スクーリング事業 3-9 今別町奨学金返還免除事業 3-10 安全安心な地域食材促進事業
		3-1 出逢い交流事業 3-2 多世代交流イベント事業 3-3 通いの場創出事業 3-4 住民健康受診促進事業 3-5 あんしん在宅医療(訪問診療)事業
		3-6 子育て世帯応援事業 3-7 住民見守り基盤強化事業 3-8 頭の健康スクーリング事業 3-9 今別町奨学金返還免除事業 3-10 安全安心な地域食材促進事業
		3-1 出逢い交流事業 3-2 多世代交流イベント事業 3-3 通いの場創出事業 3-4 住民健康受診促進事業 3-5 あんしん在宅医療(訪問診療)事業
		3-6 子育て世帯応援事業 3-7 住民見守り基盤強化事業 3-8 頭の健康スクーリング事業 3-9 今別町奨学金返還免除事業 3-10 安全安心な地域食材促進事業
		3-1 出逢い交流事業 3-2 多世代交流イベント事業 3-3 通いの場創出事業 3-4 住民健康受診促進事業 3-5 あんしん在宅医療(訪問診療)事業
		3-6 子育て世帯応援事業 3-7 住民見守り基盤強化事業 3-8 頭の健康スクーリング事業 3-9 今別町奨学金返還免除事業 3-10 安全安心な地域食材促進事業
		3-1 出逢い交流事業 3-2 多世代交流イベント事業 3-3 通いの場創出事業 3-4 住民健康受診促進事業 3-5 あんしん在宅医療(訪問診療)事業
		3-6 子育て世帯応援事業 3-7 住民見守り基盤強化事業 3-8 頭の健康スクーリング事業 3-9 今別町奨学金返還免除事業 3-10 安全安心な地域食材促進事業

## 2 重点プロジェクト（基本目標）ごとの達成状況

### 1. また訪れたいまち促進プロジェクト（社会減対策）

**【基本目標】新幹線奥津軽いまべつ駅開業を機会に交流促進を強化する。**

多くの指標で、数値目標に対して実績が下回りました。

第1期戦略時（平成27年度～令和元年度）の新幹線開業効果（プラス要因）を見込んだ目標値から若干下方修正したものの、新型コロナウィルス感染症の流行により令和2年度～令和4年度の3年間にわたって、観光行動などの自粛期間が長く続いたことから、実績を大きく押し下げるかたちとなりました。

コロナ禍の終息により、観光客は徐々に戻りつつありますが、観光目的となる施設の拠点性強化や様々ななかたちでの交流事業の活発化等により、総合的な集客力を向上させ、地域の活力を高めていくことが求められます。

#### ■数値目標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
観光客入込客数（人）	(延べ) 750,000	533,179	71%
奥津軽いまべつ駅利用者数（人）	(延べ) 150,000	104,500	70%

#### ■重要行政評価指標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
海峡の家利用促進事業 海峡の家利用者数（人）	(累計) 3,000	2,626	88%
小中学校宿泊交流促進事業 交流学校数（件）	(累計) 3	1	33%
文化スポーツ交流促進事業 文化スポーツ交流者数（人）	(累計) 20,000	24,735	124%
おもてなし応援隊事業 応援隊隊員数（人）	15→20	10	50%

# 地方創生への取り組み

## 2. 住みたいまちオンリーワンプロジェクト（社会減対策）

**【基本目標】** 魅力を感じて定住するまちを創造する。

多くの指標で、数値目標を達成しました。

特に、コロナ禍により地方移住への関心が高まるなかで、空き家バンクについて新たに空き地も登録できることとしたことや補助金制度も創設したことから、所有者の関心も高まり登録件数が大幅に伸びたことや、お試し住居体験件数も目標を達成し、結果、空き家再生件数や町外からの定住者の目標達成につながりました。

ただし、空き家入居の成約件数は伸びていないため、移住促進の観点からはお試し住居体験者を中心に実際の移住にむすびつけるために、より一層の空き家再生等により受け皿となる住宅の魅力化等に取り組む必要があります。

### ■数値目標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
空き家再生件数（件）	(累計) 5	6	120%
町外からの定住者（人）	(延べ) 10	13	130%

### ■重要行政評価指標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
新幹線等通勤・通学支援事業 新幹線等通勤通学補助者数（人）	(累計) 90	87	97%
住環境整備事業 空き家バンク登録件数（件）	(累計) 5	26	520%
住環境整備事業 町営住宅の整備戸数（戸）	(累計) 15	15	100%
お試し住居体験住宅整備事業 整備件数（件）	(延べ) 2	1	50%
お試し住居体験事業 体験件数（件）	(累計) 10	10	100%
一次産業環境整備推進事業 ほ場整備面積数（ha）	(累計) 50	52	104%

### 3. みんなで創る健康活き活きタウンプロジェクト（自然減対策）

**【基本目標】誰もが活き活き暮らせる健康長寿タウンをつくる。**

すべての指標で、数値目標に対して実績が下回りました。

ここでは、コロナ禍により町民の日常生活の中で人との接触を避け様々な行動を自粛する方向に意識が向いたことが、イベントの開催自粛や健診の受診控え、訪問診療患者数の減少につながりました。

コロナ禍が終息し、これまで控えられていた様々な社会活動が再開され日常の生活を取り戻す中で、町民の交流をより活発化し誰もが活き活き暮らせる地域づくりを進めていくために、これまで以上に各種交流イベントの魅力化を図るとともに、特定健診等の受診率向上に向けた取り組みを進めて行く必要があります。

#### ■数値目標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
住民検診受診率 (%)	40～50	38	84%

#### ■重要行政評価指標の達成状況

区分	5年間数値目標・実績		達成率
	数値目標	実績見込	
出逢い交流事業 イベント開催回数 (回)	(累計) 5	1	20%
多世代交流イベント事業 イベント開催回数 (回/年)	3	1	33%
通いの場創出事業 通いの場設置地区数 (地区)	3→6	3	50%
住民健康受診促進事業 住民検診受診率 (%)	40→45	38	84%
あんしん在宅医療(訪問診療)事業 訪問診療者数 (人)	(延べ) 13→40	31	78%

# 地方創生への取り組み

## 第4章 本戦略の方向性

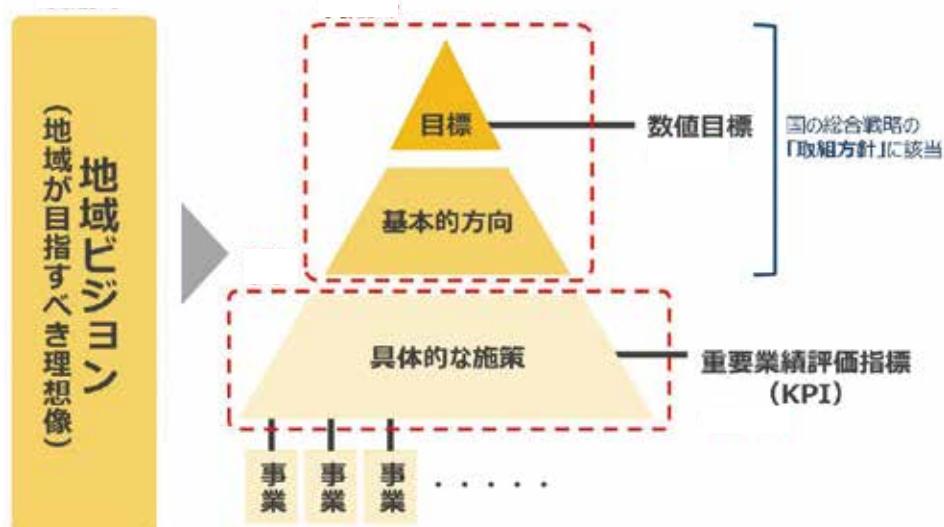
### 1 国・県の新たな総合戦略の勘案

国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月）」では、地方においても地方公共団体自らが国や県の総合戦略を勘案しながら、責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築しながら、①目標、②講すべき施策に関する基本的方向、③講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を設定することとしています。

特に、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を特に進めていくことが求められています。

また、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とするためにも、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することや、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策の効果を客観的に検証し、住民等への対外的な説明を可能としPDCAサイクルに基づく効果的な取組の推進につなげていくために、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定することとしています。

■地方版総合戦略の全体的な構成イメージ



※「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月）」より

## 2 人口ビジョン

「今別町人口ビジョン」では、今後10年間に前述の目指すべき将来の方向に示した施策の展開に取り組むことで、令和22年（2040年）までに合計特殊出生率を段階的に上昇させつつ、20～39歳の若い世代の移住・定住に重点的に力を入れることにより移動（純移動率）がゼロ（均衡）になるものと仮定し、以下に示すとおりの将来人口を目指すこととします。

■ 「今別町人口ビジョン」における人口の将来展望

	R 2 (2020年)	R 12 (2030年)	R 22 (2040年)	R 32 (2050年)	R 42 (2060年)	R 52 (2070年)
総人口	2,334	1,674	1,210	852	623	486
年少人口	105	81	65	61	65	61
生産年齢人口	939	556	379	296	239	223
老人人口	1,290	1,037	765	495	319	202
年少人口割合	4.5	4.8	5.4	7.2	10.4	12.6
生産年齢人口割合	40.2	33.2	31.4	34.7	38.4	45.9
老人人口割合	55.3	61.9	63.3	58.1	51.2	41.5



# 地方創生への取り組み

## 3 地域ビジョンと本戦略策定の方向性

本戦略は、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月）」に沿って、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「あおもり創生総合戦略」を勘案しつつ、第2期戦略との継続性や第6次今別町総合計画との整合性に配慮しながら策定します。

「地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）」については、第6次今別町総合計画におけるまちの将来像である「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと」を、両計画に共通する目標像（地域ビジョン）として位置づけます。

「目標」については、第2期戦略の重点プロジェクト（基本目標）との継続性に配慮しつつ、第6次総合計画や「今別町人口ビジョン」に即した人口見通しのもと、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月）」における4つの取組（①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる）を勘案して「基本目標」として設定し、「基本目標」ごとに、住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値指標と目標値を設定します。

「基本的方向」については、「基本目標」ごとにその実現のために取り組む施策の柱として設定するものとします。

「具体的な施策」については、第2期戦略の達成状況評価を踏まえつつ、第6次今別町総合計画の前期基本計画の「実施計画」との整合を図りながら、「基本目標」と「基本的方向」の実現に適した「施策・事業」を再検討し体系化します。同時に「施策・事業」ごとにSDGsとの関係性を表示しながら、その成果を検証できる重要業績評価指標（KPI）を設定します。

### 【今別町民憲章】

わたしたちは、これまで郷土をつくってこられた先輩の心を受けつぎ、自主、自立の精神のもとに、よりよい今別町をつくるため、この憲章をかかげ、すすんで実践いたします。

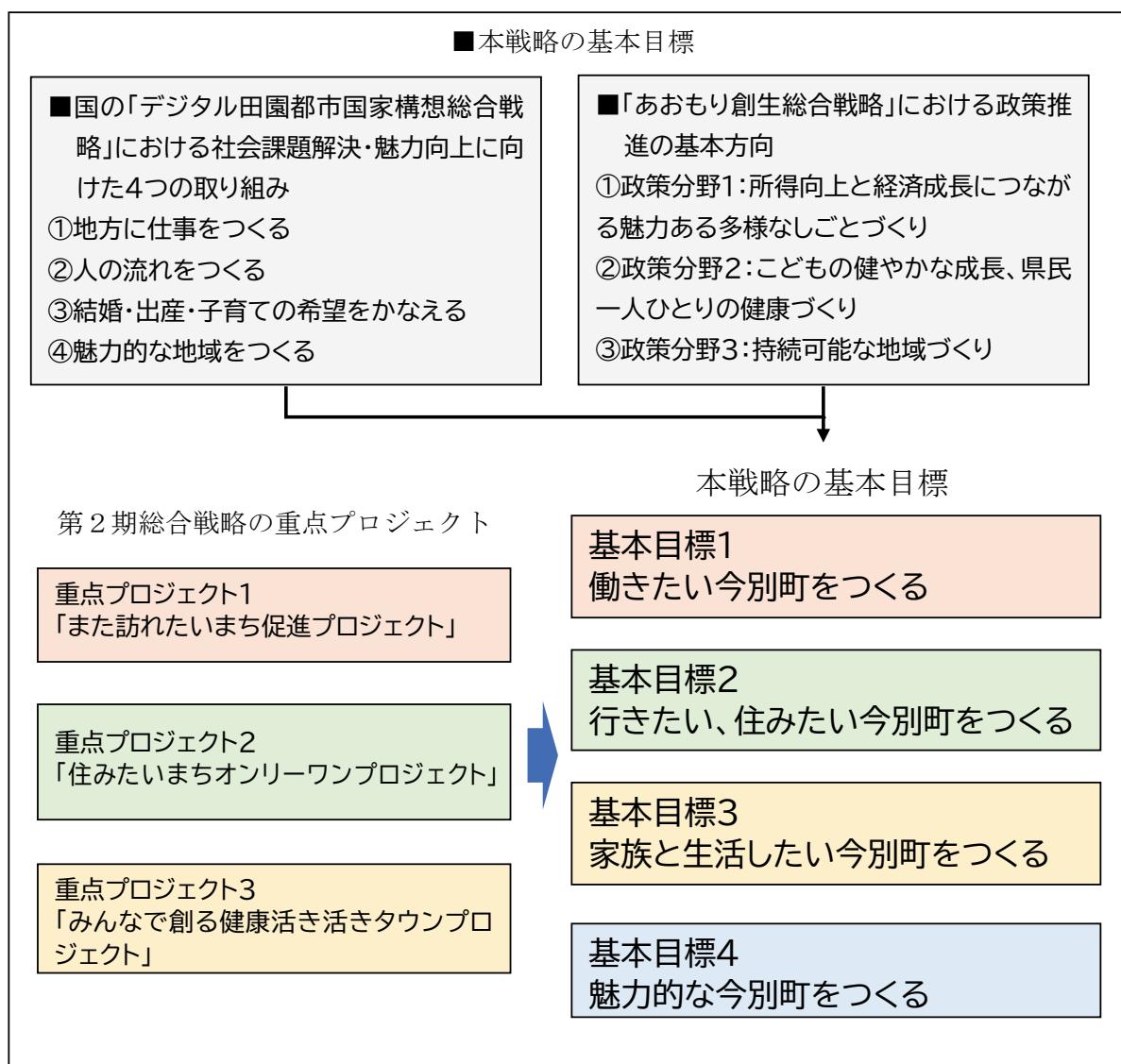
1. 健康で働き豊かなまちをつくりましょう
2. お年寄りや子どもをいたわり住みよいまちをつくりましょう
3. みんなで話し合いきまりを守るまちをつくりましょう
4. 自然を守りきれいなまちをつくりましょう
5. 教育を高め文化のまちをつくりましょう

### 【地域ビジョン（町の将来像）】

誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと

## 第5章 基本目標

基本目標については、第2期戦略の重点プロジェクト（基本目標）との継続性に配慮しつつ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における4つの取組（①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる）、及び「あおもり創生総合戦略」の基本方向を勘案して以下のとおりとします。



# 地方創生への取り組み

## ■基本目標と成果指標

### 基本目標1 働きたい今別町をつくる

経営基盤の強化や、担い手確保に取り組むとともに、地域資源の活用による產品開発等による新たな産業興しに取り組み、本町の基幹産業である農林水産業等の活力向上と雇用の場の創出を図ります。

成果指標	基準値	目標値
法人住民税課税事業所数	41事業所（令和5年度）	41事業所（令和11年度）

※基準値：「令和5年度市町村税課税状況等の調第1表」より

### 基本目標2 行きたい、住みたい今別町をつくる

「奥津軽いまべつ駅周辺」の観光拠点性向上や地域情報の発信強化、地場產品のブランド化等により、本町観光のおもてなしを充実するとともに、各種交流イベント等による関係人口の受け入れ促進、住宅促進住宅等の整備により、町外からの移住を促進します。

成果指標	基準値	目標値
人口の社会増減数	△30.4人/年 (令和2～6年度平均)	±0人 (令和11年度)

※基準値：「住民基本台帳」より

### 基本目標3 家族と生活したい今別町をつくる

婚活イベントの開催や、母子保健体制の充実等を進めるとともに、子どもの健やかな心と体を育むための保育や教育関連事業に取り組み、町内で結婚し、安心して出産、子育てができる体制を整えます。

成果指標	基準値	目標値
0～14歳の社会増減数	△4.0人/年 (令和2～6年度平均)	±0人 (令和11年度)

※基準値：「住民基本台帳」より

### 基本目標4 魅力的な今別町をつくる

町内外を便利に移動できる交通手段の充実や、デジタル技術活用による行政手続きの簡素化を進めるとともに、住民同士の交流機会の増進、健康づくりの支援に取り組み、誰もが便利で豊かに暮らせる魅力的なまちづくりを推進します。

成果指標	基準値	目標値
生産年齢人口割合	37.29% (令和6年4月1日)	35.40% (令和11年4月1日)

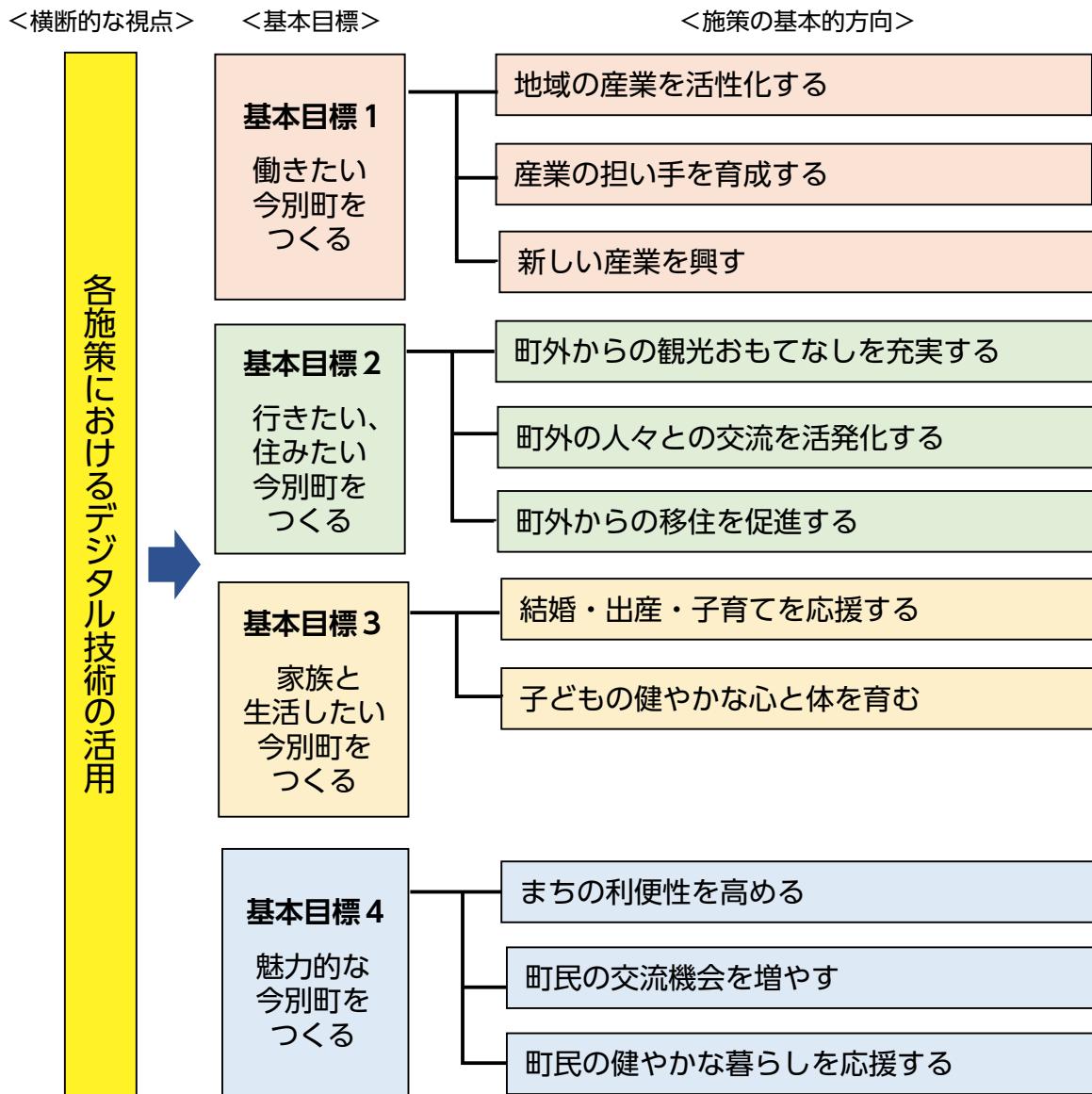
※基準値：今別町人口ビジョンより

## 第6章 具体的な施策

### 1 施策体系

基本目標ごとに、以下の施策の基本的方向のもと個別施策に取り組みます。

#### ■第3期今別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策体系



# 地方創生への取り組み

## 2 施策・事業

施策の基本的方向ごとに、必要に応じてデジタル技術を活用しながら、以下の施策・事業に取り組みます。

### 基本目標1 働きたい今別町をつくる

#### 施策の基本的方向1－1 地域の産業を活性化する

農林水産業の経営基盤強化を進めるとともに、地域固有の資源を活用した産業振興を進めます。

##### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
地域おこし協力隊任用数	1人 (令和2～6年度累計)	5人 (令和7～11年度累計)

※基準値：町資料より

##### 《施策・事業》

1－1－① 海面漁業の推進（漁業振興事業補助金（ナマコ・アワビ）、藻場造成事業補助金、ナマコ人工種苗生産事業補助金）

具体的取り組み	ナマコやアワビ種苗の放流やサーモン養殖等、つくり育てる漁業の振興を図るとともに、モズク、コンブ等藻場の保全活動を実施し、多様な水産物や幼稚魚の保育場を提供することにより漁業の生産拡大と経営基盤の強化を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

1－1－② 内水面漁業の振興（内水面行業組合補助金）

具体的取り組み	アユ・イワナ・ヤマメの稚魚の放流の継続や水質汚濁防止など水辺資源の保全を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

1－1－③ 地域資源の発掘に係る地域おこし事業

具体的取り組み	地域おこし協力隊など、外部人材を活用し、今別町固有の自然資源を活かしたメニューの開発を推進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 1-1-④ 農泊及び農業体験ツアー検討事業

具体的取り組み	農業・漁業の体験など既存産業プラスアルファの体験観光の推進を目標に、漁協や観光協会などと連携し、本町を訪れる人々の受入体制の強化を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 1-1-⑤ 学校給食への特産品の活用

具体的取り組み	学校給食や福祉施設等で町の特産品を使うことで、安全で安心な食産品を供給し、地元産品の魅力をアピールすることで地産地消の取り組みを促進する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 1-2 産業の担い手を育成する

農林漁業の担い手育成を進めるとともに、多様な町民に向けた雇用の場確保のための取り組みを進めます。

## 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
認定農業者数	19人 (令和5年7月1日)	19人 (令和11年度)

※基準値：町資料より

## 《施策・事業》

## 1-2-① 地域における担い手の育成事業

具体的取り組み	集落や地区において担い手の育成を地域関係者との十分な検討を行い、認定農業者等の育成や農業法人化を支援し、就農者の所得向上に取り組む。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 1-2-② 漁業者の担い手確保対策

具体的取り組み	漁具・漁法の近代化・デジタル化を推進し、作業の省力化を図りながら、町内外の漁師志望者に積極的にアプローチし新たな担い手の確保に努める。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

# 地方創生への取り組み

## 1-2-③ 東青地城市町村の連携による農業移住・新規就農サポート事業

具体的取り組み	農業移住者や新規就農者の希望をかなえるため、サポートセンターの設置、首都圏でのPR活動、効果的支援内容の提案などを行い農業移住者・新規就農者の拡大を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 1-2-④ 食育の促進

具体的取り組み	町で代々受け継がれている料理や地域の特色ある食文化などを継承し、次世代に向けた「食育」を推進する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 1-2-⑤ 雇用情報の積極的な提供

具体的取り組み	ハローワーク等職業安定所の活用により、雇用情報の積極的な提供を進めるとともに、求職者の能力開発、キャリア形成の取り組みを進めます。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 1-2-⑥ 女性雇用・障がい者雇用の促進

具体的取り組み	雇用開発労働関係機関との連携による障がい者雇用、女性雇用を促進します。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 1-3 新しい産業を興す

本町ならではの特産品のブランド化を進めるとともに、商業活性化や新たな起業のための支援、新規雇用創出につながる企業誘致を推進します。

## 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
起業件数	0件 (令和6年度)	2件 (令和7～11年度累計)

※基準値：「今別町創業支援事業補助金事業」活用による起業件数

## 地方創生への取り組み

### 《施策・事業》

#### 1-3-① いまべつ牛ブランド化調査研究事業

具体的取り組み	弘前大学との共同研究により、いまべつ牛のブランド化に関する調査研究を行う。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○				

#### 1-3-② いまべつ牛販売促進協議会補助金事業

具体的取り組み	いまべつ牛となる仔牛の導入や生産・販売体制を整備するための補助金を交付する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 1-3-③ 地域資源の発掘に係る地域おこし事業

具体的取り組み	地域おこし協力隊など、外部人材を活用し、今別町固有の自然資源を活かしたメニューの開発を推進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○				

#### 1-3-④ 今別町特產品等開発補助金事業

具体的取り組み	特產品等の開発を促進し事業者の活動を支援することで、生産者の顔が見える、消費者の顔が見える物産販売を促進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 1-3-⑤ 空き店舗を活用した新たな取組

具体的取り組み	町商工会等と連携して、経済活動による波及効果を最大限に発揮できるよう地域活性化事業に取り組む。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 1-3-⑥ いまべつ共通商品券発行事業補助金

具体的取り組み	今別町商工会が行う地域共通商品券発行事業に補助金を交付する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

総論

本町を取り巻く情勢

基本構想

基本計画

地方創生への取り組み

資料編

# 地方創生への取り組み

## 1-3-⑦ 今別町中小企業創業支援資金保証料補給交付事業

具体的取り組み	今別町内に住所又は主な事業所を有して新たに事業を開始しようとする者に対して、融資に係る保証料の補給を行う。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 1-3-⑧ 企業誘致の促進

具体的取り組み	地域資源を活用とした再生可能エネルギー関連企業の誘致や地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の推進を図るため、受入れ体制の整備を図る。 また、圏域の立地環境をPRするため、東青地域全市町村及び各商工会議所や商工会が一体となり圏域の企業立地の促進に向けた活動に取組む。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○



## 基本目標2 行きたい、住みたい今別町をつくる

### 施策の基本的方向2－1 町外からの観光おもてなしを充実する

「奥津軽いまべつ駅」周辺の観光拠点性を高めるための環境整備を進めるとともに、域内の回遊促進のための二次交通の利用促進や観光関連情報の発信、地場産品のブランド化等を推進します。

#### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
海峡の家ほろづき及び いまべつ総合体育館宿泊者数	7,332人 (令和2～6年度累計)	10,000人 (令和7～11年度累計)

※基準値：町資料より

#### 《施策・事業》

##### 2－1－① 「奥津軽いまべつ駅」周辺環境整備事業

具体的取り組み	道の駅のレストランや休憩場所を拡張する。 「奥津軽いまべつ駅」周辺にトレーラーハウスを新設し、町内の宿泊施設を増設する。 JR津軽線の線路を活用したレールバイクを整備する。				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
年度計画	○	○	○	○	○

##### 2－1－② いまべつ総合体育館利用促進事業

具体的取り組み	「奥津軽いまべつ駅」周辺に、下車した人々が休憩でき、本町の観光の始発点または終着点として利用できる道の駅いまべつの充実、いまべつ総合体育館の利用促進に努める。				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
年度計画	○	○	○	○	○

##### 2－1－③ 今別町二次交通利用促進事業

具体的取り組み	デマンドタクシーやセルフレンタカーの利用を促進し、奥津軽いまべつ駅からの二次交通の利便性を高めるための補助金を交付する。				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
年度計画	○	○	○	○	○

# 地方創生への取り組み

## 2-1-④ 地域情報の発信

具体的取り組み	観光客等に対し、情報を受信するための無線通信インフラを整備し、物産や名所ガイド、イベント情報などを積極的に発信する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-1-⑤ 観光スポット回遊性向上事業

具体的取り組み	ソフト面・ハード面の両面から施策を検討し、本町を訪れる人々の町中心地域や点在する観光スポットへの回遊を促進する。 津軽半島圏域の観光ルートを構築する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-1-⑥ 地場産品ブランド化事業

具体的取り組み	いまべつ秋まつり実行委員会を支援する交付金を交付する。 ウニのみならず青森サーモンも活用した新たな事業展開とし、町おこしの資源とするために、津軽海峡今別産ウニ・サーモンまつり実行委員会に交付金を交付する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-1-⑦ 青森圏域の食ブランド化推進事業

具体的取り組み	各市町村の農林水産物の高付加価値化・販路拡大を図るため、青森県域内の市町村で連携してブランド化に係るイベント等の実施に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-1-⑧ 観光交流型ビジネスの推進

具体的取り組み	観光交流型ビジネスを促進し、地域に外貨が落ちる仕組みづくりを推進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 2－2 町外の人々との交流を活発化する

関係人口の増加を図るために、友好町をはじめとする町外との交流事業を活発に推進するとともに、災害時における相互応援協定等を通じたつながりを確保します。

### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
文化スポーツ交流者数	24,735人 (令和2～6年度累計)	50,000人 (令和7～11年度累計)

※基準値：町資料より

### 《施策・事業》

#### 2－2－① 関係人口の確保・育成事業

具体的取り組み	観光スポットや物産販売、研修・合宿等の受け入れなど、本町を訪れる人々の満足度向上を目指し、受入人材の確保、育成に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 2－2－② 都市圏との地域間交流促進事業

具体的取り組み	豊かな地域資源や歴史文化遺産等を活用し、郷土を愛する心を育み、地域の連帯感を深めるとともに、都市等他地域との地域間交流事業を推進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 2－2－③ 文化・スポーツ等交流の推進事業

具体的取り組み	文化資源である郷土芸能「荒馬」や、いまべつ総合体育館を利用したスポーツ等の交流を促進し、交流人口及び関係人口の拡大に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

#### 2－2－④ 都市部関係人口の創出事業

具体的取り組み	地域との関わりを求める都市部の住民等と地域のニーズとのマッチング支援や既存の関係人口との関係性の深化等、地域と人材をつなぐ環境整備に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

# 地方創生への取り組み

## 2-2-⑤ 友好町との交流拡大事業

具体的取り組み	町内のスポーツ団体、小学校、老人クラブ等が友好町知内町との交流の際にかかる経費の一部を助成する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 2-3 町外からの移住を促進する

町外から町内への移住を促進するために、地域の魅力を発掘し発信するとともに、定住促進住宅等の住まいの供給を進め、各種支援策に取り組みます。

## 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値（令和11年度）
移住者数 (令和2～6年度累計)	9人	12人 (令和7～11年度累計)

※基準値：移住相談または移住支援策を活用し移住した人の数

## 《施策・事業》

## 2-3-① 地域資源の発掘磨き上げ事業

具体的取り組み	町出身者が住んでいたくなる・戻ってきたくなる、町外出身者が住みたくなるような集落の魅力を再発見し発信することで移住・定住促進を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-3-② 住民定住化の推進事業

具体的取り組み	首都圏等の移住フェアに参加し、働きたくなる魅力的な仕事の創出、UIJターン希望者の把握による人材確保を推進し、住民の定住化を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 2-3-③ 定住促進住宅の整備推進

具体的取り組み	町営住宅及び周辺の改善工事を行い、安全・長寿命化を図る。 住宅耐震診断を行った町民に対する助成を行う（戸建住宅耐震診断補助事業）。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 地方創生への取り組み

### 2-3-④ 空き家対策事業

具体的取り組み	将来にわたり集落機能を維持するため、UIJターンの拡大や人口流出防止を目指し、集落内の住宅整備などの検討を進めるとともに、町民との協働による移住・定住対策の推進を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

### 2-3-⑤ 移住支援事業

具体的取り組み	町内の空き家を町外からの移住者向けに利活用し、住宅整備を図るとともに、定住促進に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○



総論

本町を取り巻く情勢

基本構想

基本計画

地方創生への取り組み

資料編

# 地方創生への取り組み

## 基本目標3 家族と生活したい今別町をつくる

### 施策の基本的方向3-1 結婚・出産・子育てを応援する

誰もが、結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう、婚活支援から母子保健事業を推進するとともに、安心して子育てできる保育支援体制を整えます。

#### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
出生数	3.4人/年 (令和2～6年度平均)	5人/年 (令和11年度)

※基準値：「人口動態統計」より

#### 《施策・事業》

##### 3-1-① 婚活イベント実施事業

具体的取り組み	今別町民の婚活の場となるイベントを開催することで、人口減少対策を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 3-1-② 母子保健事業

具体的取り組み	妊娠婦及び新生児訪問指導、妊娠婦健診、乳幼児健診、産後ケア事業、子育て（母子健康手帳）アプリの普及啓発（デジタル）等を行う。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 3-1-③ 子育て支援事業

具体的取り組み	医療費の助成、保育料・副食費無償化、認定こども園在園0～2歳児へのおむつの給付、入学祝い金の支給等を実施する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 3-1-④ 保育ニーズへの対応事業

具体的取り組み	こども園、保護者のニーズに対応した事業の充実を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 3-1-⑤ 見守り体制整備事業

具体的取り組み	要保護児童対策地域協議会により、児童虐待防止のための関係機関との協力・連携の強化に努める。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 3-2 子どもの健やかな心と体を育む

子どもの健やかな心と体の成長を支えるために、充実した学校教育体制を整えるとともに、地域ぐるみで子育てを支える仕組みを構築します。

## 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
小中学校 検定試験受験率	61% (令和2～6年度平均)	80% (令和7～11年度平均)

※基準値：町資料より

## 《施策・事業》

## 3-2-① きらめきフロンティア推進事業

具体的取り組み	小中学校のGIGAスクールプログラムに対応するためのパソコンをリースする（デジタル）。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-② 放課後子ども教室事業

具体的取り組み	子どもたちの放課後時間に安心して交流できる場所づくりを行う。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-③ 教育支援員配置事業

具体的取り組み	小学校に支援員を配置し、児童生徒へ支援を行う。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

# 地方創生への取り組み

## 3-2-④ ALT招致事業

具体的取り組み	グローバル社会に向けて国際理解教育を実施する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-⑤ 芸術鑑賞教室事業

具体的取り組み	演劇鑑賞教室を開催し、人間性豊かな児童生徒を育成する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-⑥ 学校保健関係事業

具体的取り組み	小中学校・町民福祉課と連携し、歯科保健指導、思春期教室や防煙教室、栄養教室等を実施する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-⑦ 青森県学校・家庭・地域連携協力推進事業

具体的取り組み	学校・家庭・地域が連携して、思春期教室や放課後の安心して交流できる場所づくり、地域人材を活用した様々な体験活動等を行い、自立的・継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会を形成する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-⑧ 教育費負担事業

具体的取り組み	給食費無償化や学級費等の支援の他、奨学資金貸与制度の充実など保護者の負担軽減を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 3-2-⑨ 荒馬保存事業

具体的取り組み	児童生徒へ「荒馬」指導を行い、郷土愛の醸成を推進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 基本目標4 魅力的な今別町をつくる

### 施策の基本的方向4-1 まちの利便性を高める

町の魅力を高めるために、誰もが便利に移動できる交通手段を整えるとともに、デジタル技術の活用による情報発信や行政手続きの簡素化、再生可能エネルギー活用による環境との共生を進めます。

#### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
オンラインサービス利用による行政手続き件数	0件 (令和5年度)	50件 (令和7~11年度累計)

※基準値：町資料より

#### 《施策・事業》

##### 4-1-① 町民の交通手段の確保事業

具体的取り組み	県や関係機関と連携し、JR津軽線に代わる新たな生活交通の維持・充実を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 4-1-② 今別町二次交通利用促進事業（再掲）

具体的取り組み	デマンドタクシーやセルフレンタカーの利用を促進し、奥津軽いまべつ駅からの二次交通の利便性を高めるための補助金を交付する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 4-1-③ 無線情報通信基盤の整備・拡充事業

具体的取り組み	町民や観光客等の利便性向上のため、無線情報通信基盤（Wi-Fi ステーション）などの整備・拡充を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

##### 4-1-④ SNS を活用した町内外へ向けた積極的な情報発信事業

具体的取り組み	LINE等のサービスを用いて、住民や観光客などに必要な情報をプッシュで配信することで、行政情報の周知効率化、住民サービスの向上を推進する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

# 地方創生への取り組み

## 4-1-⑤ デジタル技術の活用による行政手続きや業務効率化

具体的取り組み	デジタル技術の活用により、行政手続きや業務の効率化を進めることで職員の事務の負担を軽減し、かつ町民向けのサービスをオンライン化することにより、申請手続きや情報提供を24時間利用可能とすることで利便性の向上を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 4-1-⑥ 再生可能エネルギーの導入推進

具体的取り組み	環境との共生を図りながら再生可能エネルギーの導入を推進する。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 4-1-⑦ 第2青函トンネル構想の早期実現要望活動

具体的取り組み	第2青函トンネル整備の国策採択に向け、関係自治体等と連携し国関係機関及び国会議員に対し陳情要望活動を行う。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 施策の基本的方向 4-2 町民の交流機会を増やす

町民の豊かな暮らしづくりに向けて、町民同士の絆を強めるための各種交流事業を積極的に進めます。

## 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
多世代交流イベント開催回数	1回/年 (令和2~6年度平均)	3回/年 (令和7~11年度平均)

※基準値：町資料より

## 《施策・事業》

## 4-2-① 地域コミュニティ事業

具体的取り組み	民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体等の関係団体と連携し活動の活性化を図る。				
年度計画	R7	R8	R9	R10	R11
	○	○	○	○	○

## 地方創生への取り組み

### 4-2-② 地域ネットワークの構築事業

具体的取り組み	地域住民、町内会、各種団体等が連携・協力し活動の充実を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

### 4-2-③ ボランティア団体育成支援事業

具体的取り組み	地域住民、町内会、各種団体等が連携・協力し活動の充実を図る。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

### 4-2-④ 地域交流促進事業

具体的取り組み	地域住民の交流や憩いの場の提供を促進する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

### 4-2-⑤ 地域交流の場支援事業

具体的取り組み	社会福祉協議会老人クラブ運営、老人クラブ活動、一人暮らし昼食会を実施する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

### 施策の基本的方向 4-3 町民の健やかな暮らしを応援する

町民の健康を維持・増進するために、健康相談や健診を促進するとともに、医療体制の充実、介護予防活動の支援、生涯スポーツの推進等を行います。

#### 《重要業績評価指標（KPI）》

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
特定健診受診率	38% (令和2~6年度平均)	45% (令和7~11年度平均)

※基準値：町資料より

# 地方創生への取り組み

## 《施策・事業》

## 4-3-① 健康づくり事業

具体的取り組み	健康相談、健康教育、家庭訪問、各種健（検）診、健診結果説明会等を実施する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 4-3-② 今別診療所支援事業

具体的取り組み	他の医療機関、医療介護との連携等、医師、その他医療従事者の確保に向けた取り組みを強化し、安心安全な医療を提供する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 4-3-③ 通いの場地域介護予防活動の支援事業

具体的取り組み	高齢者の社会的な孤立を解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制を創出する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 4-3-④ 今別町スポーツ教室事業

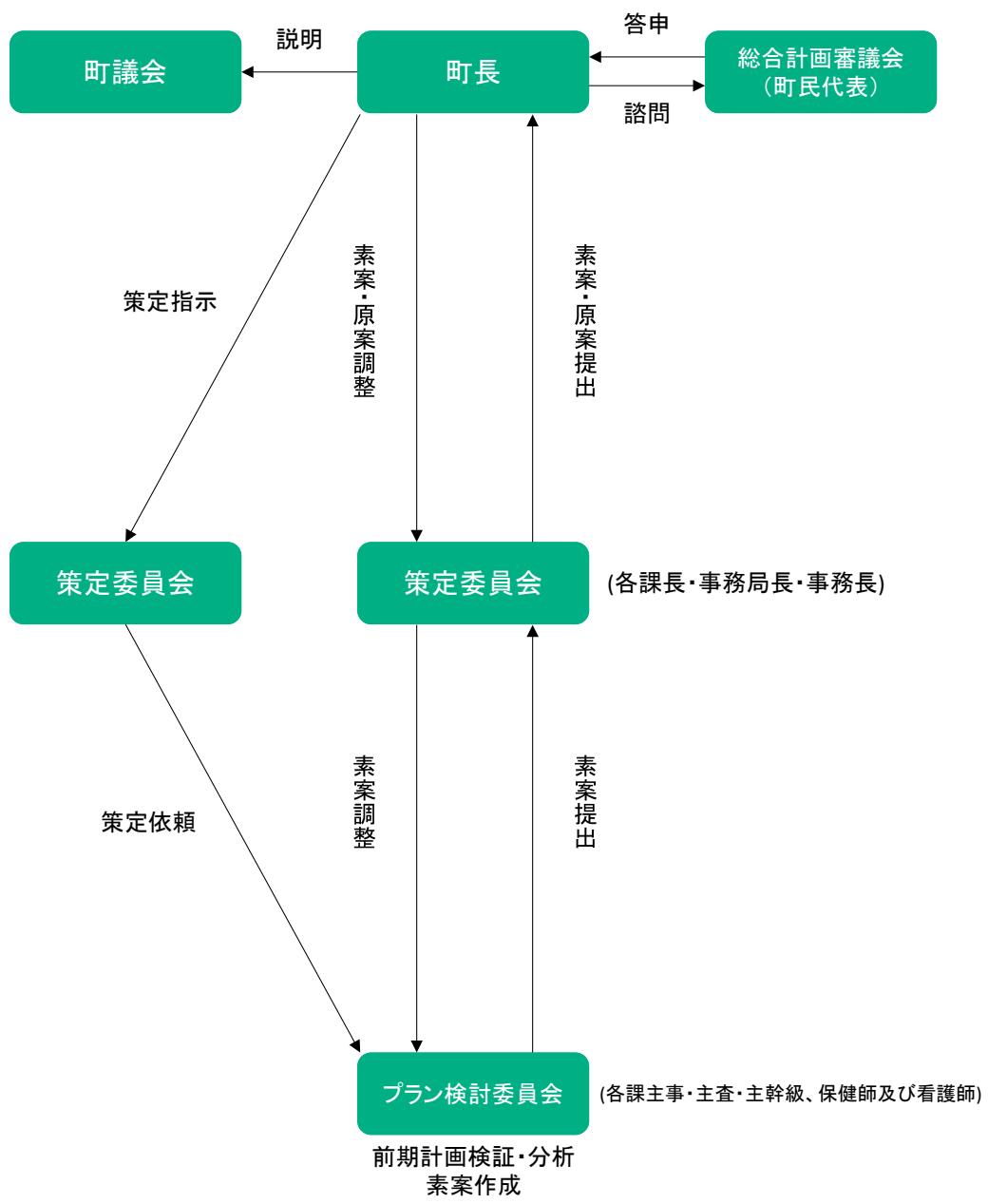
具体的取り組み	町民が生涯にわたってスポーツ活動を行える事業を実施する。				
年度計画	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	○	○	○	○	○

## 資料編



# 資料編

## 1. 計画策定の推進体制



## 2. 計画策定の経緯

令和6年

- 7月 30日 第6次総合計画策定指示【町長】
- 7月 31日 基本構想・基本計画・実施計画の見直し、素案策定開始【総務企画課】
- 8月 30日 プラン検討委員会開催
- 9月 3日 第1回プラン検討委員会開催
  - ・基本構想・基本計画の見直し、データ収集開始
- 11月 25日 第2回プラン検討委員会
  - ・人口ビジョン案の確認、前期計画検証進捗状況確認、基本計画策定作業依頼
- 12月 18日 第1回策定委員会開催・委員会開催
- 12月 25日 第1回総合計画審議会開催・委員会開催

令和7年

- 1月 20日 第3回プラン検討委員会
  - ・基本計画・基本構想素案確認、実施計画策定作業依頼
- 1月 20日 プラン検討委員会から策定委員会へ基本構想・基本計画素案を提出
- 1月 21日 第2回策定委員会開催
- 1月 23日 策定委員会から町長へ基本構想・基本計画素案を提出
- 1月 24日 第2回総合計画審議会開催
- 2月 7日 第4回プラン検討委員会開催
  - ・実施計画・具体事業・総合戦略KPI素案内容確認
- 2月 7日 プラン検討委員会から策定委員会へ実施計画・具体事業・総合戦略KPI素案を提出
- 2月 10日 第3回策定委員会開催
- 2月 11日 策定委員会から町長へ実施計画・具体事業・総合戦略KPI素案を提出
- 2月 12日 第3回総合計画審議会開催
- 2月 21日 第4回策定委員会開催
- 2月 24日 策定委員会から町長へ第6次総合計画原案を提出
- 2月 25日 第6次総合計画原案を諮詢
- 2月 28日 第4回総合計画審議会開催
- 3月 5日 第6次総合計画原案を答申
- 3月 14日 今別町議会に第6次今別町総合計画を説明

総論

本町を取り巻く情勢

基本構想

基本計画

地方創生への取り組み

資料編

# 資料編

## 3. 諒問書

今總企第1068号  
令和7年2月25日

今別町総合計画審議会  
会長 小川 義光 殿

今別町長 阿 部 義 治 印

第6次今別町総合計画の策定に係る原案について(諒問)

第6次今別町総合計画の策定に係る原案がまとまりましたので、今別町総合計画審議会条例により、貴審議会の意見を求める。

総論

本町を取り巻く情勢

基本構想

基本計画

地方創生への取り組み

資料編

## 4. 答申書

令和7年3月5日

今別町長 阿 部 義 治 殿

今別町総合計画審議会  
会長 小 川 義 光

### 第5次今別町総合計画(後期計画)案について(答申)

令和7年2月25日付け今總企第1068号により諮問された「第6次今別町総合計画」について、今別町総合計画審議会において慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認め答申いたします。

なお、答申に基づく当該計画の推進にあたっては、下記事項に十分配慮の上、目指す将来像「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと」の確実な実現に向けて、急速に展開する人口減少社会に対応できるよう希望いたします。

#### 記

##### 1. 計画の推進について

町の将来像である「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと」の実現に向け、基本政策の5本の柱を基盤とした、各施策・事業ごとに掲げる数値目標である指標の達成に向け着実な進行管理に努め、また、新たな地域課題が発生した場合は、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めていただきたい。

##### 2. 人口減少対策について

町内雇用・働く場所の確保、創業支援等で若者の町外流出を減少させ出会い・結婚・出産・子育てを包括的に支援し、併せて全世代のUIJターンに取り組むことで全世代がチャレンジでき「今別町が好きだ」と言ってもらえるような施策を展開することで人口減少を抑制することを望みます。

##### 3. 産業の振興について

いまべつ牛や水稻、サーモン等を代表とする一次産業や、商工業等、各種産業の基礎となる数値を行政で把握、分析したうえで各種産業団体等と連携し、事業者へ支援策を展開することで「稼げる、儲かる」産業に成長させ、多様な担い手・後継者の確保に資するようなサポートを望みます。

##### 4. 福祉の充実について

だれもが活き活き暮らせる健康と長寿のまちづくりに向け、町民の健康づくりへの支援、地域福祉体制の整備、高齢者や障がい者の介護・自立支援、子育て環境の更なる整備を望みます。

# 資料編

## 5. 各委員名簿

第6次今別町総合計画審議会委員名簿

所属	職名	氏 名	条例第3条第2項	備考
今別町議会総務文教常任委員会	委員長	本間 闘士	1号委員	
今別町議会産業建設常任委員会	委員長	小倉 潤二	1号委員	
今別町教育委員会	教育委員	高名 和丸	2号委員	職務代理者
今別町農業委員会	会長	明田 俊悦	3号委員	
今別町社会福祉協議会	会長	小川 義光	4号委員	会長
今別町商工会	会長	本郷 鉄男	4号委員	
今別町観光協会	会長	小鹿 孝悦	4号委員	
竜飛・今別漁業協同組合	組合長	野土 一公	4号委員	
今別町地区総代連絡協議会	会長	嶋中 元	4号委員	
今別町民生委員協議会	会長	大畠 恒子	4号委員	
学識経験者		斎藤 始	5号委員	
事務局 (総務企画課)	参事	太田 和泉	事務局長 担当	担当
	担当	相内 峻		

第6次今別町総合計画策定委員会委員名簿

所属	職名	氏 名	備考
総務企画課	参事	太田 和泉	座長
町民福祉課	課長	山崎 真直	(地域包括支援センター長)
税務会計課	課長	奥崎 匠	
産業建設課	課長	遠田 剛洋	(農業委員会事務局長)
教育課	課長	相内 譲	
議会事務局	事務局長	佐渡 慶剛	
今別診療所	事務長	平山 寛哉	
事務局 (総務企画課)	参事	太田 和泉	事務局長 担当
	主査	相内 峻	

第6次今別町総合計画プラン検討委員会委員名簿

所属	職名	氏名	備考
総務企画課(企画)	主幹	小鹿亮磨	座長
総務企画課(総務)	主査	嶋中大輔	デジタル担当
総務企画課(財政)	主幹	坂本柊太	財政担当
総務企画課(財政)	主事	福井 誉	起債担当
町民福祉課(町民)	主幹	梅田剛広	
町民福祉課(福祉)	主査	唐川育子	
税務会計課	主査	川浪光輝	
産業建設課(建設)	主査	古村優斗	
産業建設課(産業)	主査	小鹿裕樹	
教育課	主査	相内修平	
町民福祉課(社会福祉)	主事	高橋佳実	社会福祉士
総務企画課(企画)	地域PM	周布祐馬	
地域包括支援センター	主任看護師	中嶋直美	
町民福祉課	主任保健師	若佐友美	
今別診療所	看護師	小山由紀	
事務局 (総務企画課)	参考事	太田和泉	事務局長 担当
	主査	相内峻	



i m a b e t s u t o w n

## 町章 昭和40年12月25日制定

町章は、「今別」という文字を図案化したもので、「今」を円形で囲み、「別」は、清く正しい協和を目指す町民の意思を表すとともに、青函トンネルを通して本州と北海道を結ぶ鉄道、自動車道、人道の三道を表現したものです。青函トンネルの入口の町、今別らしいデザインになっています。



## 今別町町民憲章 昭和47年3月27日制定

私たちは、これまで郷土をつくってこられた先輩の心を受けつぎ、自主、自立の精神のもとに、よりよい今別町をつくるため、この憲章をかかげ、すすんで実践いたします。

1. 健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
2. お年寄りや子どもをいたわり、住みよいまちをつくりましょう。
3. みんなで話し合い、きまりを守るまちをつくりましょう。
4. 自然を守り、きれいなまちをつくりましょう。
5. 教育を高め、文化のまちをつくりましょう。

## 町の花・鳥・木 昭和55年11月27日制定

### 町の花【きく】

「きく」は、日本では、古くから高貴な花として尊ばれ、春のさくらに対して、秋を代表する草花として親しまれています。中国でも、隠君子、不老長寿の靈草とされています。



### 町の鳥【かもめ】

「かもめ」は、魚の群れを追って海上を群れ飛ぶ優雅な海鳥。灰白色の長い翼を広げてしなやかに空を舞い、磯場に羽を休める姿は、海辺のいたるところで見られ、町民にとっても馴染み深い鳥です。津軽海峡に面し、海に親しんできた今別町では、かもめがにぎわう町として、町の鳥に制定しました。



### 町の木【ヒバ】

ヒバは、ヒノキ科アスナロの和名で、建設材料として、強度、耐久性に優れ、芳香と木目細やかな美しさが特徴です。津軽藩時代、今別は、ヒバの積出港としてにぎわい、今も町の山林に広く分布しています。150～200年もの年月を厳冬の地で風雪に耐え、たくましく育つ様は、町民気質に一脈通ずるものがあります。



## 第6次今別町総合計画

発行日／令和7年3月

発行／今別町

編集／今別町総務企画課

〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別167番地

T E L 0174-35-3012

U R L <http://www.town.imabetsu.lg.jp>